

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

7-25 高圧ガスの燃料装置

7-25-1 性能要件

7-25-1-1 視認等による審査

(1) 高圧ガスを燃料とする自動車 ((3)、(4) 及び (5) に掲げる自動車を除く。) の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 1 項、第 5 項及び第 6 項関係、細目告示第 98 条第 1 項、第 6 項及び第 7 項関係)

① 高圧ガスを燃料とする自動車に備えるガス容器 (② 及び③に掲げるものを除く。) は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。

(ア) 容器保安規則 (昭和 41 年通商産業省令第 50 号) 第 7 条及び第 17 条に規定する構造及び機能を有するもの。

(イ) 高圧ガス保安法 (昭和 26 年法律第 204 号) 第 45 条又は第 49 条の 25 (同法第 49 条の 33 第 2 項において準用する場合を含む。) に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。

なお、当該刻印又は標章において示された充填可能期限 (表示があるものに限る。) 及び容器検査に合格した年月の前月の末日 (年月日の表示があるものは、年月日の前日) から起算して次表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

容器の種類			容器検査合格後の経過年数	容器再検査までの期間
圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器 液化天然ガス自動車燃料装置用容器			4 年以下	4 年
			4 年超	2 年 2 月
自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器（溶接容器に限る。）			20 年未満	6 年 ※1
			20 年以上	2 年
平成元年 3 月 31 日以前に容器検査に合格した容器	容量が 50L 以上 120L 未満の容器	8 年未満	4 年	
		8 年以上 20 年未満	3 年	
		20 年以上	1 年	
	容量が 50L 未満の容器	10 年未満	5 年	
		10 年以上 20 年未満	3 年	
		20 年以上	1 年	
その他の容器			容器保安規則第 24 条	

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)

8-25 高圧ガスの燃料装置

8-25-1 性能要件

8-25-1-1 視認等による審査

(1) 高圧ガスを燃料とする自動車 ((2)、(5) 及び (6) に掲げる自動車を除く。) の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 1 項、第 5 項及び第 6 項関係)

① 高圧ガスを燃料とする自動車に備えるガス容器 (② 及び③に掲げるものを除く。) は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。

(ア) 容器保安規則 (昭和 41 年通商産業省令第 50 号) 第 7 条及び第 17 条に規定する構造及び機能を有するもの。

(イ) 高圧ガス保安法 (昭和 26 年法律第 204 号) 第 45 条又は第 49 条の 25 (同法第 49 条の 33 第 2 項において準用する場合を含む。) に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。

なお、当該刻印又は標章において示された充填可能期限 (表示があるものに限る。) 及び容器検査に合格した年月の前月の末日 (年月日の表示があるものは、年月日の前日) から起算して次表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

容器の種類		容器検査 合格後の 経過年数	容器再検 査までの 期間
圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器 液化天然ガス自動車燃料装置用容器		4 年以下	4 年
		4 年超	2 年 2 月
自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器 (溶接容器に限る。)		20 年未満	6 年 ※1
		20 年以上	2 年
平成元 年 3 月 31 日 以前に 容器検 査に合 格した 容器	容量が 50L 以 上 120L 未満の 容器	8 年未満	4 年
		8 年以上 20 年未満	3 年
		20 年以上	1 年
	容量が 50L 未 満の容 器	10 年未満	5 年
		10 年以上 20 年未満	3 年
		20 年以上	1 年
その他の容器		容器保安規則第 24 条	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第1項による

※1 自動車検査証の有効期間が1年の自動車が最初に受ける容器再検査については、刻印又は標章において示された容器検査に合格した年月の前月の末日から起算して、6年を経過して最初に受ける継続検査まででもよい。

(ウ) 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器であって、容器則細目告示第1条第2項第3号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

(参考)

〔ウ〕における表示〕

容器則細目告示様式第3

車載容器総括証票	
充填すべき ガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
検査有効期限	年 月 日
最高充填圧力	
車 台 番 号	

イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。

(ア) 容器保安規則第26条及び第29条に規定する構造及び機能を有するもの。

(イ) 高圧ガス保安法第49条に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。

なお、当該刻印又は標章において示された容器再検査に合格した年月の前月の末日（年月日の表示があるものは、年月日の前日）から起算してア（イ）の表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、審査当日以降の日付であること。

(ウ) 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器であって、容器則細目告示第32条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

(参考)

〔ウ〕における表示〕

容器則細目告示様式第4

容器再検査合格証票		検査実施者の名称 の符号
再検査有効期限	年 月 日	
再 検 査 日	年 月 日	

② 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

第1項による

※1 自動車検査証の有効期間が1年の自動車が最初に受ける容器再検査については、刻印又は標章において示された容器検査に合格した年月の前月の末日から起算して、6年を経過して最初に受ける継続検査まででもよい。

(ウ) 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器であって、容器則細目告示第1条第2項第3号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

(参考)

〔ウ〕における表示〕

容器則細目告示様式第3

車載容器総括証票	
充填すべき ガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
検査有効期限	年 月 日
最高充填圧力	
車 台 番 号	

イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。

(ア) 容器保安規則第26条及び第29条に規定する構造及び機能を有するもの。

(イ) 高圧ガス保安法第49条に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。

なお、当該刻印又は標章において示された容器再検査に合格した年月の前月の末日（年月日の表示があるものは、年月日の前日）から起算してア（イ）の表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、審査当日以降の日付であること。

(ウ) 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器であって、容器則細目告示第32条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

(参考)

〔ウ〕における表示〕

容器則細目告示様式第4

容器再検査合格証票		検査実施者の名称 の符号
再検査有効期限	年 月 日	
再 検 査 日	年 月 日	

② 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。)に備える燃料装置は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. ままでに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。

この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

(参考)

〔②における表示例〕

1. 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票

容器証票	
搭載者名称	
搭載月	年 月 日
車台番号	

2. 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車載容器一覧証票		
	容器の記号及び番号	附属品の記号及び番号
1		
2		
3		
4		
充填可能期限	年 月 日	
車台番号		

3. 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
最高充填圧力	
車台番号	

- ③ 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. ままでに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。

この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。)に備える燃料装置は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. ままでに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。

この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

(参考)

〔②における表示例〕

1. 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票

容器証票	
搭載者名称	
搭載月	年 月 日
車台番号	

2. 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車載容器一覧証票		
	容器の記号及び番号	附属品の記号及び番号
1		
2		
3		
4		
充填可能期限	年 月 日	
車台番号		

3. 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
最高充填圧力	
車台番号	

- ③ 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. ままでに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。

この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式16に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

(参考)

〔③における表示例〕

1. 液化天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票

容器証票	
搭載者名称	
搭載月	年 月 日
車台番号	

2. 液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車載容器一覧証票		
	容器の記号及び番号	附属品の記号及び番号
1		
2		
3		
4		
充填可能期限	年 月 日	
車台番号		

3. 液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
最高充填圧力	
車台番号	

- ④ 液化石油ガスのガス容器及び導管は、大型特殊自動車の車体外に取付ける場合を除き、取外してガスの充填を行なうものでないこと。

- ⑤ ガス容器は、車体外に取付けるものを除き、座席又は立席のある車室と気密な隔壁で仕切られ、車体外と通気が十分な場所に取付けられていること。

この場合において、液化石油ガス又は圧縮天然ガスを燃料とする自動車に関し、次のア又はイにより検査を行い、その結果、ウに該当するものは、この基準に適合しないものとする。

ただし、次のエのいずれかに該当するものにあつては、この基準に適合しているものとする。

ア ガス容器又はガス容器バルブ及び安全弁等が固定されたコンテナケースに収納のうえトランクルーム等に装着されている自動車

(ア) 炭酸ガスによる方法

コンテナケースの換気孔の一つにノズル径 4mmφ（又は 6mmφ）の炭酸ガス導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、コンテナケース内に 9.8kPa の圧縮炭酸ガスを 30 秒間送入し、そのままの状態ですコンテナケースからのガス漏れの有無を炭酸ガス検知器で検査する。

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式16に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

(参考)

〔③における表示例〕

1. 液化天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票

容器証票	
搭載者名称	
搭載月	年 月 日
車台番号	

2. 液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車載容器一覧証票		
	容器の記号及び番号	附属品の記号及び番号
1		
2		
3		
4		
充填可能期限	年 月 日	
車台番号		

3. 液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
最高充填圧力	
車台番号	

- ④ ガス容器は、車体外に取付けるものを除き、座席又は立席のある車室と気密な隔壁で仕切られ、車体外と通気が十分な場所に取付けられていること。

この場合において、液化石油ガス又は圧縮天然ガスを燃料とする自動車に関し、次のア又はイにより検査を行い、その結果、ウに該当するものは、この基準に適合しないものとする。

ただし、次のエのいずれかに該当するものにあつては、この基準に適合しているものとする。

ア ガス容器又はガス容器バルブ及び安全弁等が固定されたコンテナケースに収納のうえトランクルーム等に装着されている自動車

(ア) 炭酸ガスによる方法

コンテナケースの換気孔の一つにノズル径 4mmφ（又は 6mmφ）の炭酸ガス導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、コンテナケース内に 9.8kPa の圧縮炭酸ガスを 30 秒間送入し、そのままの状態ですコンテナケースからのガス漏れの有無を炭酸ガス検知器で検査する。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
(イ) 発煙剤による方法 コンテナケースの換気孔の一つにノズル径 4mm φ (又は 6mm φ) の空気導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、コンテナケース内に発煙剤により発生させた煙を混入した 9.8kPa の圧縮空気を 30 秒間送入し、そのままの状態コンテナケースからの煙の漏れの有無を目視により検査する。 イ ガス容器又はガス容器バルブ及び安全弁等がア以外の方法でトランクルーム等に装着されている自動車 (ア) 炭酸ガスによる方法 ガス容器格納室の換気孔の一つにノズル径 4mm φ (又は 6mm φ) の炭酸ガス導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、ガス容器格納室に 490kPa (ノズル径が 6mm φ の場合は、294kPa) の圧縮炭酸ガスを 30 秒間送入し、そのままの状態車室へのガス漏れの有無を炭酸ガス検知器で検査する。 (イ) 発煙剤による方法 ガス容器格納室の換気孔の一つにノズル径 4mm φ (又は 6mm φ) の空気導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、ガス容器格納室内に発煙剤により発生させた煙を混入した 490kPa (ノズル径が 6mm φ の場合は 294kPa) の圧縮空気を 30 秒間送入し、そのままの状態車室への煙の漏れの有無を目視により検査する。 ウ 気密検査結果の判定 (ア) 炭酸ガスによる方法で、炭酸ガス検知器によって測定されるガス濃度が 0.05% を超えるもの (イ) 発煙剤による方法で、車室に煙が漏洩しているもの エ 気密検査の省略 (ア) ガス容器バルブ、安全弁等がガス容器取付施工時と同じコンテナケースに確実に格納されており、当該コンテナケースに気密機能を損なうおそれのある損傷のないもの (燃料の種類を液化石油ガス又は圧縮天然ガスに変更した自動車に備えるものを除く。) (イ) その他の方法により確実に気密機能を有していることが認められるもの。 ⑥ ガス容器及び導管は、移動及び損傷を生じないように確実に取付けられ、かつ、損傷を受けるおそれのある部分が適当な覆いで保護されており、溶解アセチレン・ガス容器にあっては、ガス開閉装置を上方とし、容器内の多孔物質の原状を変化させないように取付けられていること。 この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。 ア ガス容器の取付部及び導管の取付部に緩み又は損傷があるもの	(イ) 発煙剤による方法 コンテナケースの換気孔の一つにノズル径 4mm φ (又は 6mm φ) の空気導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、コンテナケース内に発煙剤により発生させた煙を混入した 9.8kPa の圧縮空気を 30 秒間送入し、そのままの状態コンテナケースからの煙の漏れの有無を目視により検査する。 イ ガス容器又はガス容器バルブ及び安全弁等がア以外の方法でトランクルーム等に装着されている自動車 (ア) 炭酸ガスによる方法 ガス容器格納室の換気孔の一つにノズル径 4mm φ (又は 6mm φ) の炭酸ガス導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、ガス容器格納室に 490kPa (ノズル径が 6mm φ の場合は、294kPa) の圧縮炭酸ガスを 30 秒間送入し、そのままの状態車室へのガス漏れの有無を炭酸ガス検知器で検査する。 (イ) 発煙剤による方法 ガス容器格納室の換気孔の一つにノズル径 4mm φ (又は 6mm φ) の空気導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、ガス容器格納室内に発煙剤により発生させた煙を混入した 490kPa (ノズル径が 6mm φ の場合は 294kPa) の圧縮空気を 30 秒間送入し、そのままの状態車室への煙の漏れの有無を目視により検査する。 ウ 気密検査結果の判定 (ア) 炭酸ガスによる方法で、炭酸ガス検知器によって測定されるガス濃度が 0.05% を超えるもの (イ) 発煙剤による方法で、車室に煙が漏洩しているもの エ 気密検査の省略 (ア) ガス容器バルブ、安全弁等がガス容器取付施工時と同じコンテナケースに確実に格納されており、当該コンテナケースに気密機能を損なうおそれのある損傷のないもの (燃料の種類を液化石油ガス又は圧縮天然ガスに変更した自動車に備えるものを除く。) (イ) その他の方法により確実に気密機能を有していることが認められるもの。 ⑤ ガス容器及び導管は、移動及び損傷を生じないように確実に取付けられ、かつ、損傷を受けるおそれのある部分が適当な覆いで保護されており、溶解アセチレン・ガス容器にあっては、ガス開閉装置を上方とし、容器内の多孔物質の原状を変化させないように取付けられていること。 この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。 ア ガス容器の取付部及び導管の取付部に緩み又は損傷があるもの

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
イ 導管（導管を保護するため、導管に保護部材を巻きつける等の対策を施している場合の保護部材は除く。）であって、走行中に他の部分と接触した痕跡があるもの又は接触するおそれがあるもの ⑦ 排気管、消音器等によって著しく熱の影響を受けるおそれのあるガス容器及び導管には、適当な防熱装置が施されていること。 この場合において、直射日光をうけるものには、覆いその他の適当な日よけを設けること。 ⑧ 導管は、繊維補強樹脂管又は焼鈍した鋼管若しくは銅管（アセチレン・ガスを含有する高圧ガスに係るものにあつては、繊維補強樹脂管又は焼鈍した鋼管）であること。 ただし、低圧部に用いるもの及び液化石油ガスに係るものにあつては、耐油性ゴム管を使用することができる。 ⑨ 両端が固定された導管（耐油性ゴム管を除く。）は、中間の適当な部分が湾曲しているものであり、かつ、1m 以内の長さごとに支持されていること。 ⑩ アセチレン・ガスを含有する高圧ガスを使用するものにあつては、燃料装置中のガスと接触する部分に銅製品を使用していないこと。 ⑪ ガス容器から最初の減圧弁までの配管は、ガス容器のガス充填圧力の 1.5 倍の圧力に耐えること。 この場合において、この基準に適合しないおそれがあるときは、次のアからウまでに掲げる方法により気密検査を行うものとし、気密検査の結果エに掲げる基準に適合する液化石油ガス又は圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器から最初の減圧弁までの配管は、この基準に適合するものとする。 ア 検知液による方法 ガス容器の液取出しバルブを全開にした状態で、配管及び各継手部に検知液（石けん水等）を塗布し、発泡によりガス漏れを検査する。 イ ガス測定器による方法 ガス容器の液取出しバルブを全開にした状態で、配管及び各継手部にガス測定器の検出部を当てガス漏れを検査する。 ウ 圧力計による方法 配管に圧力計を設置し、配管内に液化石油ガス又は圧縮天然ガスの常用圧力の不燃性ガスを 1 分間封入し、配管に設置した圧力計により圧力の低下状況を検査する。 エ アからウにより気密検査を行った結果、発泡等によりガス漏れが認められない又は圧力の低下が認められないものであること。 ⑫ 主止弁を運転者の操作しやすい箇所に、ガス充填弁をガス充填口の近くに備えること。 ⑬ 液化石油ガス以外の高圧ガスを燃料とする燃料装置には、最初の減圧弁の入口圧力を指示する圧力計を備えること。 ⑭ 圧縮天然ガスを燃料とする燃料装置には、低圧側の圧力の著しい上昇を有効に防止することができる安全装置を備えること。 ただし、最終の減圧弁の低圧側が大気に開放されて	イ 導管（導管を保護するため、導管に保護部材を巻きつける等の対策を施している場合の保護部材は除く。）であって、走行中に他の部分と接触した痕跡があるもの又は接触するおそれがあるもの

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

いるものにあつては、この限りでない。

⑮ 安全装置は、車室内にガスを噴出しないように取付けられたものであること。

⑯ アセチレン・ガスを含有する高圧ガスを燃料とする燃料装置には、逆火防止装置を最終の減圧弁と原動機の吸入管との間に備えること。

(2) 液化石油ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発、燃料への引火等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(1)の基準及び次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条第2項関係、細目告示第20条第2項関係、細目告示第98条第2項関係)

① ガス容器の充填口は、露出した電気端子及び電気開閉器から200mm以上離れていること。

② ガス容器の充填口は、座席又は立席のある車室(隔壁により仕切られた運転者室を除く。)の内部に開口していないこと。

(3) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるそれぞれの基準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第3項関係、細目告示第98条第3項関係)

① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(大型特殊自動車に限る。)に備えるガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。

(ア) 容器保安規則第7条及び第17条に規定する構造及び機能を有するもの。

(イ) 高圧ガス保安法第45条又は第49条の25(同法第49条の33第2項において準用する場合を含む。)に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。

なお、当該刻印又は標章において示された充填可能期限及び容器検査に合格した年月の前月の末日(年月日の表示があるものは、年月日の前日)から起算して次表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

容器の種類	容器検査合格後の経過年数	容器再検査までの期間
圧縮水素自動車燃料装置用容器	4年以下	4年
	4年超	2年2月
国際圧縮水素自動車燃料装置用容器	4年1月以下	4年1月
	4年1月超	2年3月

(ウ) 容器則細目告示第1条第2項第3号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された充填可

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

(2) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるそれぞれの基準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条第1項関係、細目告示第176条第3項関係)

① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(大型特殊自動車に限る。)に備えるガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。

(ア) 容器保安規則第7条及び第17条に規定する構造及び機能を有するもの。

(イ) 高圧ガス保安法第45条又は第49条の25(同法第49条の33第2項において準用する場合を含む。)に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。

なお、当該刻印又は標章において示された充填可能期限及び容器検査に合格した年月の前月の末日(年月日の表示があるものは、年月日の前日)から起算して次表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

容器の種類	容器検査合格後の経過年数	容器再検査までの期間
圧縮水素自動車燃料装置用容器	4年以下	4年
	4年超	2年2月
国際圧縮水素自動車燃料装置用容器	4年1月以下	4年1月
	4年1月超	2年3月

(ウ) 容器則細目告示第1条第2項第3号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された充填可

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

(参考)

〔ウ〕における表示〕

1. 圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第3）

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
検査有効期限	年 月 日
最高充填圧力	
車 台 番 号	

2. 低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第3の2）

車載容器総括証票 (低充填サイクル車両専用)	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
検査有効期限	年 月 日
最高充填圧力	
車 台 番 号	

3. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第3の3）

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
検査有効期限	年 月 日
最高充填圧力	
車 台 番 号	

4. 低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器(容器則細目告示様式第3の4)

車載容器総括証票 (低充填サイクル車両専用)	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
検査有効期限	年 月 日
最高充填圧力	
車 台 番 号	

(エ) 国際相互承認に係る容器保安規則（平成28年経済産業省令第82号）第5条及び第11条に規定する構造及び機能を有するものであって、UN R134-02 の 7.1.1.2. 又は UN R146-00 の 7.1.1.2. に適合するもの。

なお、国際相互承認容器則細目告示第26条に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されている場合にあつ

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

(参考)

〔ウ〕における表示〕

1. 圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第3）

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
検査有効期限	年 月 日
最高充填圧力	
車 台 番 号	

2. 低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第3の2）

車載容器総括証票 (低充填サイクル車両専用)	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
検査有効期限	年 月 日
最高充填圧力	
車 台 番 号	

3. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第3の3）

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
検査有効期限	年 月 日
最高充填圧力	
車 台 番 号	

4. 低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器(容器則細目告示様式第3の4)

車載容器総括証票 (低充填サイクル車両専用)	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
検査有効期限	年 月 日
最高充填圧力	
車 台 番 号	

(エ) 国際相互承認に係る容器保安規則（平成28年経済産業省令第82号）第5条及び第11条に規定する構造及び機能を有するものであって、UN R134-02 の 7.1.1.2. 又は UN R146-00 の 7.1.1.2. に適合するもの。

(オ) 国際相互承認容器則細目告示第26条第3号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

ては、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

(参考)

〔エ〕における表示〕

国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第3）

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
充填可能期限	年 月
最高充填圧力 (MFP)	
公称使用圧力 (NWP)	
検査有効期限	年 月

イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。

- (ア) 容器保安規則第26条及び第29条に規定する構造及び機能を有するもの。
 (イ) 高压ガス保安法第49条に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。

なお、当該刻印又は標章において示された容器再検査に合格した年月の前月の末日（年月日の表示があるものは、年月日の前日）から起算してア（イ）の表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、審査当日以降の日付であること。

- (ウ) 容器則細目告示第32条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

(参考)

〔ウ〕における表示〕

1. 圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第4）

容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号
再検査有効期限	年 月 日	
再 検 査 日	年 月 日	

2. 低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第4の2）

容器再検査合格証票 (低充填サイクル車両専用)		検査実施者の名称の符号
再検査有効期限	年 月 日	
再 検 査 日	年 月 日	

3. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第4の3）

容器再検査合格証票	検査実施
-----------	------

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）

なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

(参考)

〔オ〕における表示〕

国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第3）

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
充填可能期限	年 月
最高充填圧力 (MFP)	
公称使用圧力 (NWP)	
検査有効期限	年 月

イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。

- (ア) 容器保安規則第26条及び第29条に規定する構造及び機能を有するもの。
 (イ) 高压ガス保安法第49条に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。

なお、当該刻印又は標章において示された容器再検査に合格した年月の前月の末日（年月日の表示があるものは、年月日の前日）から起算してア（イ）の表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、審査当日以降の日付であること。

- (ウ) 容器則細目告示第32条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

(参考)

〔ウ〕における表示〕

1. 圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第4）

容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号
再検査有効期限	年 月 日	
再 検 査 日	年 月 日	

2. 低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第4の2）

容器再検査合格証票 (低充填サイクル車両専用)		検査実施者の名称の符号
再検査有効期限	年 月 日	
再 検 査 日	年 月 日	

3. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第4の3）

容器再検査合格証票	検査実施
-----------	------

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

		者の名称 の符号
再検査有効期限	年 月	
再 検 査 日	年 月	

4. 低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器(容器則細目告示様式第4の4)

容器再検査合格証票 (低充填サイクル車両専用)	検査実施 者の名称 の符号
再検査有効期限	年 月
再 検 査 日	年 月

(エ) 国際相互承認容器則細目告示第57条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

(参考)

〔(エ) における表示〕

国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器 (国際相互承認容器則細目告示様式第5)

容器再検査合格証票	検査実施 者の名称 の符号
再検査有効期限	年 月
再 検 査 月	年 月

- ② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)であって国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器を有する自動車の燃料装置は、細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の6.1.2.1.から6.1.2.3.までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。

この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、視認による確認が困難な場合は、様式16の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式16に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

(参考)

〔②における表示例〕

1. 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器の容器証票

容器証票	
搭載者名称	
搭載月	年 月
車台番号	

2. 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

		者の名称 の符号
再検査有効期限	年 月	
再 検 査 日	年 月	

4. 低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器(容器則細目告示様式第4の4)

容器再検査合格証票 (低充填サイクル車両専用)	検査実施 者の名称 の符号
再検査有効期限	年 月
再 検 査 日	年 月

(エ) 国際相互承認容器則細目告示第57条第25条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

(参考)

〔(エ) における表示〕

国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器 (国際相互承認容器則細目告示様式第5)

容器再検査合格証票	検査実施 者の名称 の符号
再検査有効期限	年 月
再 検 査 月	年 月

- ② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)であって国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器を有する自動車の燃料装置は、細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の6.1.2.1.から6.1.2.3.までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。

この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、視認による確認が困難な場合は、様式16の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式16に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

(参考)

〔②における表示例〕

1. 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器の容器証票

容器証票	
搭載者名称	
搭載月	年 月
車台番号	

2. 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

車載容器一覧証票	
	容器の製造番号
1	
2	
3	
4	
充填可能期限	年 月
車台番号	

3. 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
充填可能期限	年 月
最高充填圧力(MFP)	
公称使用圧力(NWP)	

- ③ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車に限る。）であって国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器を有する自動車の燃料装置は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.2.1. から 6.1.2.3. ままでに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。

この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

(参考)

〔③における表示例〕

1. 国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の容器証票

容器証票	
搭載者名称	
搭載月	年 月
車台番号	

2. 国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車載容器一覧証票	
	容器の製造番号
1	
2	
3	
4	
充填可能期限	年 月
車台番号	

3. 国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車載容器一覧証票	
	容器の製造番号
1	
2	
3	
4	
充填可能期限	年 月
車台番号	

3. 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
充填可能期限	年 月
最高充填圧力(MFP)	
公称使用圧力(NWP)	

- ③ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車に限る。）であって国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器を有する自動車の燃料装置は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.2.1. から 6.1.2.3. ままでに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。

この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

(参考)

〔③における表示例〕

1. 国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の容器証票

容器証票	
搭載者名称	
搭載月	年 月
車台番号	

2. 国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車載容器一覧証票	
	容器の製造番号
1	
2	
3	
4	
充填可能期限	年 月
車台番号	

3. 国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

車載容器総括証票

充填すべき ガスの名称	
充填可能期限	年 月
最高充填圧力 (MFP)	
公称使用圧力 (NWP)	

- ④ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）であって国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器以外を有する自動車の燃料装置は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.2.5.1. から 6.2.5.3. までは規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。

この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

(参考)

〔④における表示例〕

1. 圧縮水素自動車燃料装置用容器の容器証票

容器証票	
搭載者名称	
搭載月	年 月 日
車台番号	

2. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の容器証票

容器証票	
搭載者名称	
搭載月	年 月
車台番号	

3. 圧縮水素自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車載容器一覧証票		
	容器の記号及び 番号	附属品の記号及び 番号
1		
2		
3		
4		
充填可能期限	年 月 日	
車台番号		

4. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車載容器一覧証票		
	容器の記号及び	附属品の記号及び

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

車載容器総括証票

充填すべき ガスの名称	
充填可能期限	年 月
最高充填圧力 (MFP)	
公称使用圧力 (NWP)	

- ④ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）であって国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器以外を有する自動車の燃料装置は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.2.5.1. から 6.2.5.3. までは規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。

この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

(参考)

〔④における表示例〕

1. 圧縮水素自動車燃料装置用容器の容器証票

容器証票	
搭載者名称	
搭載月	年 月 日
車台番号	

2. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の容器証票

容器証票	
搭載者名称	
搭載月	年 月
車台番号	

3. 圧縮水素自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車載容器一覧証票		
	容器の記号及び 番号	附属品の記号及び 番号
1		
2		
3		
4		
充填可能期限	年 月 日	
車台番号		

4. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車載容器一覧証票		
	容器の記号及び	附属品の記号及び

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

	番号	番号
1		
2		
3		
4		
充填可能期限		年 月
車台番号		

5. 圧縮水素自動車燃料装置用容器の車載容器
総括証票

車載容器総括証票		
充填すべき ガスの名称		
搭載容器本数		
充填可能期限	年	月 日
最高充填圧力		
車台番号		

6. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の車載容器
総括証票

車載容器総括証票		
充填すべき ガスの名称		
搭載容器本数		
充填可能期限	年	月
最高充填圧力		
車台番号		

7. 低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用
容器の車載容器総括証票

車載容器総括証票(低充填サイクル車両専用)		
充填すべき ガスの名称		
搭載容器本数		
充填可能期限	年	月 日
最高充填圧力		
車台番号		

8. 低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装
置用容器の車載容器総括証票

車載容器総括証票(低充填サイクル車両専用)		
充填すべき ガスの名称		
搭載容器本数		
充填可能期限	年	月
最高充填圧力		
車台番号		

	番号	番号
1		
2		
3		
4		
充填可能期限		年 月
車台番号		

5. 圧縮水素自動車燃料装置用容器の車載容器
総括証票

車載容器総括証票		
充填すべき ガスの名称		
搭載容器本数		
充填可能期限	年	月 日
最高充填圧力		
車台番号		

6. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の車載容器
総括証票

車載容器総括証票		
充填すべき ガスの名称		
搭載容器本数		
充填可能期限	年	月
最高充填圧力		
車台番号		

7. 低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用
容器の車載容器総括証票

車載容器総括証票(低充填サイクル車両専用)		
充填すべき ガスの名称		
搭載容器本数		
充填可能期限	年	月 日
最高充填圧力		
車台番号		

8. 低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装
置用容器の車載容器総括証票

車載容器総括証票(低充填サイクル車両専用)		
充填すべき ガスの名称		
搭載容器本数		
充填可能期限	年	月
最高充填圧力		
車台番号		

⑤ ガス容器及び配管等（水素ガスの流路の構成部品であって、燃料電池スタック、原動機、ガス容器及び容器附属品を除く部分をいう。以下⑥から⑧において同じ。）の取付部に緩み及び損傷がないこと。

⑥ ガス容器及び配管等は、損傷を受けるおそれのある部分が適当な覆いで保護されており、かつ、その覆いに機能を損なう損傷及び故障がないこと。

⑦ ガス容器及び配管等の防熱措置又は覆いその他の適当な日よけにその機能を損なう損傷がないこと。

⑧ 配管等は、通常使用される圧力の中で最も高い圧力

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

において、外部に対して気密性を有するものでなければならない。

この場合において、配管等に圧力がかかった状態で、高圧部から燃料電池スタック（燃料電池自動車以外の自動車にあっては原動機）に至るまでの配管等の確認可能な箇所においてガス検知器又は検知液（石けん水等）を用いて水素ガス漏れの検知を行い、検知されないものは、この基準に適合するものとする。

- ⑨ 自動車に備えられた水素ガス漏れ検知器が正常に作動すること。

この場合において、次に掲げる（ア）又は（イ）のいずれかに適合するものは、この基準に適合するものとする。

（ア）水素ガス漏れ検知器の取付部に緩み、がた等がなく、かつ、水素ガス漏れ検知器に損傷等がないこと。

（イ）水素ガス漏れ検知器の異常を表示する装置が備えられている場合にあって、当該装置が正常に作動すること。

この場合において、水素ガス漏れ検知器が正常に作動することを確認できるものとして、水素ガス漏れ検知器の作動を確認できるランプが装備されているものにあっては、自動車製作者等の定めた方法により当該装置が正常に作動していることが確認できるもの。

- ⑩ 燃料電池システムの制御によりパージ（燃料電池システム内の水素を含むガスを外部に排出することをいう。）されたガスは、その排出部に確実に導かれるものであること。

なお、そのガスを導くための管の取付けが確実にないもの又はその管に損傷のあるものは、この基準に適合しないものとする。

- ⑪ 水素ガス漏れ検知器により水素ガス漏れが検知されていないこと。
- ⑫ 圧力計又は残量計が正常に作動しているものであること。
- ⑬ 次の表の左欄に掲げる自動車には、同表中欄に掲げる表示位置に同表右欄に定める表示を備えること。

自動車の種別	表示位置	表示
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの	自動車の前面、運転者席並びに助手席それぞれのドア外側付近（運転者席又は助手席のドアを有しない自動車のうち、ドアを有しない側面にあっては、自動車の前端から当該自動車の長さの 3 分の 1 以内）及び後面	 〈備考〉 1. 色彩は、枠線、文字及び記号を白色、かつ、反射するものとし、地を明るい青色とする。 2. 寸法は、幅は 110mm 以上、高さは 80mm 以上とする。
貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの	自動車の前面及び運転者席並びに助手席それぞれのドア外側付近（運転者席又は助手席のドアを有しない自動車のうち、ドアを有しない側面にあっては、自動車の前端から当該自動車の長さの 3 分の 1 以内）	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

- (4) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、被牽引自動車及び容器保安規則第26条第1項の規定が適用されるガス容器を燃料装置として備える自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第5項関係、細目告示第98条第6項関係）

- ① 細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の6.1.3.から6.1.5.までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。

この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、視認による確認が困難な場合は、様式16の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式16に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

（参考）

〔①における表示例〕

1. 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票

容器証票	
搭載者名称	
搭載月	年 月
車台番号	

2. 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車載容器一覧証票	
	容器の製造番号
1	
2	
3	
4	
充填可能期限	年 月
車台番号	

3. 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）

- (3) 燃料装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものは8-25-1-1 (2) ⑥、⑦、⑩及び⑫に適合するものとする。
- (4) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）のガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある部品又は装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものでなければならない。

この場合において、燃料装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第17条第3項関係、細目告示第176条第4項関係）

- (5) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、被牽引自動車及び容器保安規則第26条第1項の規定が適用されるガス容器を燃料装置として備える自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第17条第1項関係、細目告示第176条第5項関係）

- ① 細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の6.1.3.から6.1.5.までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。

この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されており、当該証票において示された充填可能期限は、審査当日以降の日付であること。

なお、視認による確認が困難な場合は、様式16の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式16に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

（参考）

〔①における表示例〕

1. 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票

容器証票	
搭載者名称	
搭載月	年 月
車台番号	

2. 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車載容器一覧証票	
	容器の製造番号
1	
2	
3	
4	
充填可能期限	年 月
車台番号	

3. 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

車載容器総括証票	
充填すべき ガスの名称	
充填可能期限	年 月
最高充填圧力 (MFP)	
公称使用圧力 (NWP)	

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

車載容器総括証票	
充填すべき ガスの名称	
充填可能期限	年 月
最高充填圧力 (MFP)	
公称使用圧力 (NWP)	

② ガス容器及び配管等（ガスの流路の構成部品であつて、原動機、ガス容器、容器附属品を除く。以下、③から⑥までにおいて同じ。）の取付部に緩み及び損傷がないこと。

③ 配管等は、ガス容器のガス充填圧力の1.5倍の圧力に耐えるものであること。

この場合において、この基準に適合しないおそれがあるときは、配管等に圧力がかかった状態において、高圧部から原動機に至るまでの配管等の確認可能な箇所においてガス検知器又は検知液（石けん水等）を用いてガス漏れの検知を行いガス漏れが検知されないものは、この基準に適合するものとみなす。

④ 次の表の左欄に掲げる自動車には、同表右欄に掲げる表示位置の同表右欄に定める表示を備えること。

自動車の種別	表示位置	表示
専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上のもの	自動車の前面、運転者席並びに助手席それぞれのドア外側附近（運転者席又は助手席のドアを有しない自動車のうち、ドアを有しない側面にあつては、自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以内）及び後面	 〈備考〉 1. 色彩は、枠線、文字及び記号を白色、かつ、反射するものとし、地を緑色とする。 2. 寸法は、幅は110mm以上、高さは80mm以上とする。
貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5tを超えるもの	自動車の前面及び運転者席並びに助手席それぞれのドア外側附則（運転者席又は助手席のドアを有しない自動車のうち、ドアを有しない側面にあつては、自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以内）	

(5) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第6項関係、細目告示第98条第7項関係）

⑤ ガス容器及び配管等は損傷を受けるおそれのある部分が適当な覆いで保護されており、かつ、その覆いに機能を損なう損傷又は故障がないこと。

⑥ ガス容器及び配管等の防熱装置又は覆いその他の適当な日よけにその機能を損なう損傷がないこと。

⑦ 燃料装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものは②、⑤及び⑥に定める基準に適合するものとする。

(6) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第17条第1項、細目告示第176条第6項関係）

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

- ① 細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。

この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

(参考)

〔①における表示例〕

1. 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票

容器証票	
搭載者名称	
搭載月	年 月
車台番号	

2. 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車載容器一覧証票	
	容器の製造番号
1	
2	
3	
4	
充填可能期限	年 月
車台番号	

3. 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車載容器総括証票	
充填すべき ガスの名称	
内容積	
充填可能期限	年 月
供給圧力 (SP)	
公称使用圧力 (NWP)	

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

- ① 細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。

この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されており、当該証票において示された充填可能期限は、審査当日以降の日付であること。

なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

(参考)

〔①における表示例〕

1. 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票

容器証票	
搭載者名称	
搭載月	年 月
車台番号	

2. 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車載容器一覧証票	
	容器の製造番号
1	
2	
3	
4	
充填可能期限	年 月
車台番号	

3. 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車載容器総括証票	
充填すべき ガスの名称	
内容積	
充填可能期限	年 月
供給圧力 (SP)	
公称使用圧力 (NWP)	

- ② ガス容器及び配管等(ガスの流路の構成部品であつて、原動機、ガス容器、容器附属品を除く。以下、③から⑥までにおいて同じ。)の取付部に緩み及び損傷がないこと。

- ③ 配管等は、ガス容器のガス充填圧力の 1.5 倍の圧力に耐えるものであること。

この場合において、この基準に適合しないおそれがあるときは、配管等に圧力がかかった状態において、高圧部から原動機に至るまでの配管等の確認可能な箇所においてガス検知器又は検知液(石けん水等)を用いてガス漏れの検知を行いガス漏れが検知されないものは、この基準に適合するものとみなす。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

- ④ 次の表の左欄に掲げる自動車には、同表中欄に掲げる表示位置に同表右欄に定める表示を備えること。

自動車の種別	表示位置	表示
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの	自動車の前面、運転者席並びに助手席それぞれのドア外側附近（運転者席又は助手席のドアを有しない自動車のうち、ドアを有しない側面にあつては、自動車の前端から当該自動車の長さの 3 分の 1 以内）及び後面	 〈備考〉 1. 色彩は、枠線、文字及び記号を緑色、かつ、反射するものとし、地を白色とする。 2. 寸法は、幅は 110mm 以上、高さは 80mm 以上とする。
貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの	自動車の前面及び運転者席並びに助手席それぞれのドア外側附近（運転者席又は助手席のドアを有しない自動車のうち、ドアを有しない側面にあつては、自動車の前端から当該自動車の長さの 3 分の 1 以内）	

7-25-1-2 書面等による審査

- (1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。

この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②から⑥までの基準に適合するものとする。

(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 3 項関係、細目告示第 98 条第 3 項関係)

- ① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及びガス容器附属品は、次に定める基準に適合すること。

この場合において、当該基準の適合性は、様式 16 により審査するものとする。

ア ガス容器は、自動車に装着するガス容器の種類に応じ、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.3. 又は 3.4. に定めるガス容器再

8-25-1-2 書面等による審査

- ⑤ ガス容器及び配管等は損傷を受けるおそれのある部分が適当な覆いで保護されており、かつ、その覆いに機能を損なう損傷又は故障がないこと。
- ⑥ ガス容器及び配管等の防熱装置又は覆いその他の適当な日よけにその機能を損なう損傷がないこと。
- ⑦ 燃料装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものは②、⑤及び⑥に定める基準に適合するものとする。

- (1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及び容器附属品は、次に定める基準に適合すること。

この場合において、①及び②の基準の適合性は、様式 16 により審査するものとする。

なお、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置若しくは新規検査、予備検査又は構造等変更検査の際に提示のあった自動車に備えた燃料装置から変更がないものであつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、③から⑤までの該当する基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 3 項関係）

- ① ガス容器は、自動車に装着するガス容器の種類に応じ、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.3. 又は 3.4. に定めるガス容器再試験の基準に適合

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
試験の基準に適合すること。 イ ガス容器附属品は、ガス容器に装着する附属品の種類に応じ、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.3. 又は 4.4. に定めるガス容器附属品再試験の基準に適合すること。 ② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）であって国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器を有する自動車の燃料装置は、次に定める基準に適合すること。 なお、ア及びイに規定する刻印又は標章が、UN R134-02 の 4.4. 又は 4.5. に規定する表示の場合は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の別紙 1 及び別紙 6 に定める材料基準に適合することを確認すること。 ア ガス容器は、UN R134-02 の 5. (5. (a) (iii) を除く。) 及び細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1. に規定する刻印又は 5.2. に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。 イ ガス容器附属品は、UN R134-02 の 5. (a) (iii)、6. 及び細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.5.1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。 ③ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車に限る。）であって国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器を有する自動車の燃料装置は、次に定める基準に適合すること。 なお、ア及びイに規定する刻印又は標章が、UN R146-00 の 4.4. 又は 4.5. に規定する表示の場合は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の別紙 2 及び別紙 7 に定める材料基準に適合することを確認すること。 ア ガス容器は、UN R146-00 の 5. (5. (C) を除く) 及び細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1. に規定する刻印又は 5.2. に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。 イ ガス容器附属品は、UN R146-00 の 5. (C)、6.	すること。 ② ガス容器附属品は、ガス容器に装着するガス容器附属品の種類に応じ、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.3. 又は 4.4. に定めるガス容器附属品再試験の基準に適合すること。 ③ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）であって国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器を有する自動車の燃料装置は、次に定める基準に適合すること。 ア ガス容器は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1. に規定する刻印又は 5.2. に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。 イ ガス容器附属品は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.5.1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。 ④ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車に限る。）であって国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器を有する自動車の燃料装置は、次に定める基準に適合すること。 ア ガス容器は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1. に規定する刻印又は 5.2. に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。 イ ガス容器附属品は、細目告示別添 131「圧縮水

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
及び細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.5.1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。 ④ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）であって国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器以外を有する自動車の燃料装置は、次に定める基準に適合すること。 ア ガス容器は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.3. に規定する刻印又は 5.4. に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。 イ ガス容器附属品は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.5.2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。 ⑤ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置にあつては、UN R134-02 の 7.1. から 7.1.6. までの定める基準に適合すること。 ⑥ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車に限る。）にあつては、燃料装置が細目告示別添 100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」に定める基準に適合すること。 ⑦ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車及び車両総重量が 2.8t を超える自動車に限る。）にあつては、ガス容器及び容器附属品は、その最後部から車両最後部までの車両中心線に平行な水平距離が 300mm 以上である位置に取付けられていること。 ⑧ ガス容器について、国際相互承認に係る容器保安規則第 3 条第 1 号に定める基準に適合することが確認できる書面の提示があったときは、7-25-1-1 (3) ①ア (エ) の「国際相互承認に係る容器保安規則第 5 条及び第 11 条に規定する構造及び機能を有するもの」に適合するものとする。 ⑨ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に限る。）に備える燃料装置にあつては、UN R146-00 の 7. に定める基準に適合すること。 ⑩ 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10	素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.5.1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。 ⑤ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車であつて国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器以外を有する自動車の燃料装置は、次に定める基準に適合すること。 ア ガス容器は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.3. に規定する刻印又は 5.4. に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。 イ ガス容器附属品は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.5.2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるものにあつては、UN R134-02 の7.1.7. に定める基準に適合すること。 (2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第17条第3項、細目告示第20条第4項、第98条第4項関係） ① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次に掲げるものを除く。）にあつては、UN R137-03 の5.2.7. 又は UN R134-02 附則5 に定める方法及び UN R137-03 附則3 に定める方法により試験を行った結果、UN R134-02 の7.2.1. から7.2.3. までに適合すること。 ア 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車 イ 車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車 ウ ア又はイのいずれかの自動車の形状に類する自動車 エ 最高速度20km/h未満の自動車 ② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員11人未満の自動車（車両総重量3.5tを超えるものを除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量3.5tを超えるものを除く。）に限る。）にあつては、UN R153-00-S4 の5.2.1.（5.2.1.1. 及び5.2.1.2. を除く。）に適合すること。 ③ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあつては、UN R134-02 の7.2. に適合すること。 ④ 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車（乗車定員10人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量3.5tを超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。）にあつては、UN R94-05（5.2.7. に限る。）又は UN R94-05（附則3の1.、3. 及び4. に限る。）に定める方法並びに UN R134-02（附則5に限る。）に定める方法により試験を行った結果、UN R134-02（7.2.1. から7.2.3. までに限る。）に適合すること。 ⑤ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次に掲げるものを除く。）にあつては、UN R135-02-S2 の5.5.2. に適合すること。 ア 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上のもの イ 貨物の運送の用に供する自動車であつて次の	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
いずれにも該当するもの (ア) 前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22° 以上のもの (イ) 運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が 1.30 以上のもの ウ 車両総重量 3.5t を超える自動車 エ アからウまでの自動車の形状に類する自動車 オ 二輪自動車 カ 側車付二輪自動車 キ 三輪自動車 ク 大型特殊自動車 ケ 被牽引自動車 (3) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車及び容器保安規則第 26 条第 1 項の規定が適用されるガス容器を燃料装置として備える自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②から④までの基準に適合するものとする。 （保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 5 項関係、細目告示第 98 条第 6 項関係） ① 圧縮天然ガスを燃料とする自動車に備えるガス容器及びガス容器附属品は、次に定める基準に適合すること。 この場合において、当該基準の適合性は、様式 16 により審査するものとする。 ア ガス容器は、自動車に装着するガス容器の種類に応じ、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.2.1. 又は 3.2.2. に定めるガス容器再試験の基準に適合すること。 イ ガス容器附属品は、ガス容器に装着する附属品の種類に応じ、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.2.1. 又は 4.2.2. に定めるガス容器附属品再試験の基準に適合すること。 ② 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。 ア ガス容器は、UN R110-06 の 8.2. 及び細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.1. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされているこ	(2) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及び容器附属品は、次に定める基準に適合すること。 この場合において①及び②の基準の適合性は、様式 16 により審査するものとする。 なお、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置若しくは新規検査、予備検査又は構造等変更検査の際に提示のあった自動車に備えた燃料装置から変更がないものであって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、③又は④の該当する基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 5 項関係） ① ガス容器は、自動車に装着するガス容器の種類に応じ、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.2.1. 又は 3.2.2. に定めるガス容器再試験の基準に適合すること。 ② ガス容器附属品は、ガス容器に装着するガス容器附属品の種類に応じ細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.2.1. 又は 4.2.2. に定めるガス容器附属品再試験の基準に適合すること。 ③ 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。 ア ガス容器は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.1. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
と。 イ ガス容器附属品は、UN R110-06 の 8.3. 及び細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。 ③ 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。 ア ガス容器は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.2. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。 イ ガス容器附属品は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。 ④ 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置は、UN R110-06 の 18. (18.1.8.2.、18.1.8.4.、18.3.4. から 18.3.6. まで、18.6.、18.7.1.1.、18.7.2.1.、18.7.9.、18.9.2.、18.12. 及び 18.13. を除く。) に定める基準に適合するものであること。 ただし、UN R110-06 の 6.1. (配管に係る規定に限る。) 並びに 8.1. 及び 8.3. から 8.11. まで (ガス容器、ガス容器附属品及びガス容器附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。) に適合するものであるときは、UN R110-06 の 18.1.2. は適用しない。 (4) 液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②から④までの基準に適合するものとする。 (保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 6 項関係、細目告示第 98 条第 7 項関係) ① 液化天然ガスを燃料とする自動車に備えるガス容器及びガス容器附属品は、次に定める基準に適合すること。	イ ガス容器附属品は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。 ④ 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。 ア ガス容器は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.2. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。 イ ガス容器附属品は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。 (3) 液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及び容器附属品は、次に定める基準に適合すること。 この場合において、①及び②の基準の適合性は、様式 16 により審査するものとする。 なお、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置若しくは新規検査、予備検査又は構造等変更検査の際に提示のあった自動車に備えた燃料装置から変更がないものであって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、③又は④の該当する基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 6 項関係)

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
この場合において、当該基準の適合性は、様式 16 により審査するものとする。 ア ガス容器は、自動車に装着するガス容器の種類に応じ、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」3.2.1.又は3.2.2.に定めるガス容器再試験の基準に適合すること。 イ ガス容器附属品は、ガス容器に装着する附属品の種類に応じ、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の4.2.1.又は4.2.2.に定めるガス容器附属品再試験の基準に適合すること。 ② 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。 ア ガス容器は、UNR110-06の8.12.及び細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の3.1.1.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.1.1.に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。 イ ガス容器附属品は、UNR110-06の8.13.及び細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の4.1.1.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.2.1.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。 ③ 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。 ア ガス容器は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の3.1.2.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.1.2.に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。 イ ガス容器附属品は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の4.1.2.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.2.2.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。 ④ 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。	① ガス容器は、自動車に装着するガス容器の種類に応じ、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の3.2.1.又は3.2.2.に定めるガス容器再試験の基準に適合すること。 ② ガス容器附属品は、ガス容器に装着するガス容器附属品の種類に応じ、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の4.2.1.又は4.2.2.に定めるガス容器附属品再試験の基準に適合すること。 ③ 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。 ア ガス容器は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.1.1.に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。 イ ガス容器附属品は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.2.1.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。 ④ 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。 ア ガス容器は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.1.2.に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。 イ ガス容器附属品は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.2.2.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
く。)に備える燃料装置は、UN R110-06 の 18. (18.1.8.1.、18.1.8.4.、18.3.1.から18.3.3.まで、18.5.、18.7.1. (18.7.1.1.を除く。)、18.7.2. (18.7.2.1.を除く。)、18.8.3.、18.8.7.1.、18.9.1.、18.10.3.及び18.10.4.を除く。)に定める基準に適合するものであること。 ただし、UN R110-06 の 6.1. (配管に係る規定に限る。)並びに 8.1.及び8.13.から8.22.まで (ガス容器、ガス容器附属品及びガス容器附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。)に適合するものであるときは、UN R110-06 の 18.1.2.は適用しない。 (5) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2)の基準にかかわらず次に掲げるものであればよい。(細目告示第98条第5項関係) ① ガス容器及び容器附属品は、その最前端部から車両前端部までの車両中心線に平行な水平距離が 420mm 以上であり、かつ、その最後端部から車両後端部までの車両中心線に平行な水平距離が 300mm 以上である位置に取付けられていること。 ② ガス容器の取付部は、通常使用される圧力の中で最も高い圧力でガス容器を充填した状態において、走行方向の$\pm 196\text{m/s}^2$の加速度により、破断しないものであること。 この場合において、加速度に係る要件への適合性は、計算による方法により又は自動車製作者により証明されるものであること。 7-25-2 欠番 7-25-3 欠番 7-25-4 適用関係の整理 (1) 昭和46年12月31日以前に製作された自動車 (圧縮水素ガスを燃料とする自動車を除く。)については、7-25-5 (従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第13条第1項関係) (2) 次に掲げる圧縮天然ガスを燃料とする自動車については 7-25-6 (従前規定の適用②)の規定を適用する。(適用関係告示第13条第4項関係) ① 令和4年2月28日以前に製作された自動車 ② 令和4年3月1日から令和5年2月28日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和4年2月28日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車 イ 令和4年3月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、令和4年2月28日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値が同一であるもの ウ 型式指定自動車等以外の自動車 ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証 (審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和5年2月28日以前のもの ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和5年2月28日以前のもの (3) 平成29年2月12日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車については7-25-7 (従前規定の適用③)の規定を適用する。(適用関係告示第13条第5項関係) (4) 次に掲げる圧縮水素ガスを燃料とする自動車については、7-25-8 (従前規定の適用④)の規定を適用する。(適用関係告示第13条第7項、第8項、第11項関係) ① 平成30年8月31日以前に製作された自動車 (二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。) ② 平成30年9月1日以降に製作された自動車 (二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、次に掲げるもの。 ア 平成30年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車 イ 平成30年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成30年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と原動機の種類及び主要構造、	8-25-2 欠番 8-25-3 欠番 8-25-4 適用関係の整理 7-25-4 の規定を適用する。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

燃料の種類及び動力用電源装置の種類（動力用電源装置の種類に限る。）、車枠並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値が同一であるもの

[衝突に係る適用：GTR13 適用]

(5) 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-25-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第13条第9項関係）

- ① 「指定等年月日」以前に製作された自動車
- ② 「指定等年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車
 - イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
 - ウ 指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあつては、令和5年8月31日以前に製作されたもの

区分		指定等年月日	製作年月日
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満の自動車（車両総重量2.8t以下に限る。）	輸入自動車以外の自動車	H30.8.31	H30.8.31
	輸入自動車	R2.8.31	R2.8.31
上記以外の自動車		R5.8.31	R5.8.31

[オフセット衝突に係る適用：UN R94-02-S5]

(6) 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-25-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第13条第10項関係）

- ① 「指定等年月日」以前に製作された自動車
- ② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車
 - イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車とオフセット前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

区分	指定等年月日	製作年月日
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満の自動車（車両総重量2.5t以下に限る）	H30.8.31	R11.8.31
上記以外の自動車	R5.8.31	R11.8.31

[フルラップ衝突に係る適用：UN R137-00 適用]

(7) 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-25-11（従前規定の適用⑦）の規定を適用する。（適用関係告示第13条第13項関係）

- ① 「指定等年月日」以前に製作された自動車
- ② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車
 - イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車であって「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
 - ウ 指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあつては、令和9年8月31日以前に製作されたもの

区分	指定等年月日	製作年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量2.8t以下のものに限る。）	R2.8.31	R11.8.31
上記以外の自動車	R9.8.31	R11.8.31

(8) 次に掲げる自動車については、7-25-12（従前規定の適用⑧）の規定を適用する。（適用関係告示第13条第6項、第14項及び第15項関係）

- ① 令和5年8月31日以前に製作された圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車
- ② 令和5年9月1日以降に製作された圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車であって次に掲げるもの。
 - ア 令和5年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車
 - イ 令和5年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であつ

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

て、令和5年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値が同一であるもの

ウ 指定自動車等以外の自動車

③ 令和元年1月1日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車

(9) 次に掲げる圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車については、7-25-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適用関係告示第13条第16項関係）

① 令和7年8月31日以前に製作された自動車

② 令和7年9月1日から令和9年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア 令和7年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車

イ 令和7年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であって、令和7年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値が同一であるもの

ウ 指定自動車等以外の自動車

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和9年8月31日以前のもの

④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和9年8月31日以前のもの

[後面衝突に係る適用：細目告示別添17適用]

(10) 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-25-14（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第13条第21項関係）

① 「指定等年月日」以前に製作された自動車

② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（後面衝突後の燃料漏れ防止に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）

イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（後面衝突後の燃料漏れ防止に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（後面衝突後の燃料漏れ防止に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車体構造が同一であるもの

ウ 指定自動車等以外の自動車

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの

④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの

区分	指定等年月日	製作年月日
自動車	R4.8.31	R6.8.31

[オフセット衝突に係る適用：UN R94-03-S1適用]

(11) 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-25-15（従前規定の適用⑪）の規定を適用する。（適用関係告示第13条第22項関係）

① 「指定等年月日」以前に製作された自動車

② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）

イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ウ 指定自動車等以外の自動車

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの

④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

「製作年月日」以前のもの

区分	指定等年月日	製作年月日
自動車	R5. 8. 31	R11. 8. 31

[フルラップ衝突に係る適用：UN R137-01-S2 適用]

(12) 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-25-16（従前規定の適用⑫）の規定を適用する。（適用関係告示第13条第19項関係）

- ① 「指定等年月日」以前に製作された自動車
- ② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）
 - イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
 - ウ 指定自動車等以外の自動車
- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの
- ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの

区分	指定等年月日	製作年月日
自動車	R9. 8. 31	R11. 8. 31

(13) 次に掲げる自動車については、7-25-17（従前規定の適用⑬）の規定を適用する。（適用関係告示第13条第24項関係）

- ① 令和7年8月31日以前に製作されたもの
- ② 令和7年9月1日から令和9年8月31日までに製作された次に掲げるもの
 - ア 令和7年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車
 - イ 令和7年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であって、令和7年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める設定基準値が同一であるもの
 - ウ 指定自動車等以外の自動車
- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和9年8月31日以前のもの
- ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和9年8月31日以前のもの

(14) 次に掲げる圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）については、7-25-18（従前規定の適用⑭）の規定を適用する。（適用関係告示第13条第26項関係）

- ① 令和9年8月31日以前に製作された自動車
- ② 令和9年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 令和9年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車
 - イ 令和9年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和9年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と各衝突性能が同一であるもの
- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和9年8月31日以前のもの
- ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和9年8月31日以前のもの

7-25-5 従前規定の適用①

昭和46年12月31日以前に製作された自動車（圧縮水素ガスを燃料とする自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第13条第1項関係）

7-25-5-1 性能要件

(1) 高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

- ① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。
 - ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。
 - (ア) 容器保安規則第7条及び第17条に規定する構造及び機能を有するもの。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

(イ) 高压ガス保安法第45条又は第49条の25（同法第49条の33第2項において準用する場合を含む。）に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。

なお、当該刻印又は標章において示された充填可能期限（表示があるものに限る。）及び容器検査に合格した年月の前月の末日（年月日の表示があるものは、年月日の前日）から起算して次表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

容器の種類		容器検査合格後の 経過年数	容器再検査 までの期間
圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器		4 年以下	4 年
液化天然ガス自動車燃料装置用容器		4 年超	2 年 2 月
自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器（溶接容器に限る。）		20 年未満	6 年 ※1
		20 年以上	2 年
平成元年 3 月 31 日以前に容器検査に合格した容器	容量が 50L 以上 120L 未満の容器	8 年未満	4 年
		8 年以上 20 年未満	3 年
		20 年以上	1 年
	容量が 50L 未満の容器	10 年未満	5 年
		10 年以上 20 年未満	3 年
		20 年以上	1 年
その他の容器		容器保安規則第 24 条第 1 項による	

※1 自動車検査証の有効期間が1年の自動車が最初に受ける容器再検査については、刻印又は標章において示された容器検査に合格した年月の前月の末日から起算して、6年を経過して最初に受ける継続検査まででもよい。

(ウ) 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器であって、容器則細目告示第1条第2項第3号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

(参考)

〔ウ〕における表示〕

容器則細目告示様式第3

車 載 容 器 総 括 証 票		
搭載容器本数		
充填可能期限	年	月 日
検査有効期限	年	月 日
最高充填圧力		
車 台 番 号		

イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。

(ア) 容器保安規則第26条及び第29条に規定する構造及び機能を有するもの。

(イ) 高压ガス保安法第49条に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。

なお、当該刻印又は標章において示された容器再検査に合格した年月の前月の末日（年月日の表示があるものは、年月日の前日）から起算してア（イ）の表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、審査当日以降の日付であること。

(ウ) 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器であって、容器則細目告示第32条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

(参考)

〔ウ〕における表示〕

容器則細目告示様式第4

容 器 再 検 査 合 格 証 票		検査実施者の 名称の符号
再検査有効期限	年 月 日	
再 検 査 日	年 月 日	

② 液化石油ガスのガス容器は、車体外に取付けるものを除き、取外してガスの充填を行なうものでないこと。

③ ガス容器は、車体外に取付けるものを除き、座席又は立席のある車室と気密な隔壁で仕切られ、車体外と通気が十分な場所に取付けられていること。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
この場合において、液化石油ガス又は圧縮天然ガスを燃料とする自動車に関し、次のア又はイにより検査を行い、その結果、ウに該当するものは、この基準に適合しないものとする。 ただし、次のエのいずれかに該当するものにあつては、この基準に適合しているものとする。 ア ガス容器又はガス容器バルブ及び安全弁等が固定されたコンテナケースに収納のうえトランクルーム等に装着されている自動車 (ア) 炭酸ガスによる方法 コンテナケースの換気孔の一つにノズル径 4mm φ (又は 6mm φ) の炭酸ガス導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、コンテナケース内に 9.8kPa の圧縮炭酸ガスを 30 秒間送入し、そのままの状態でコンテナケースからのガス漏れの有無を炭酸ガス検知器で検査する。 (イ) 発煙剤による方法 コンテナケースの換気孔の一つにノズル径 4mm φ (又は 6mm φ) の空気導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、コンテナケース内に発煙剤により発生させた煙を混入した 9.8kPa の圧縮空気を 30 秒間送入し、そのままの状態でコンテナケースからの煙の漏れの有無を目視により検査する。 イ ガス容器又はガス容器バルブ及び安全弁等がア以外の方法でトランクルーム等に装着されている自動車 (ア) 炭酸ガスによる方法 ガス容器格納室の換気孔の一つにノズル径 4mm φ (又は 6mm φ) の炭酸ガス導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、ガス容器格納室に 490kPa (ノズル径が 6mm φ の場合は、294kPa) の圧縮炭酸ガスを 30 秒間送入し、そのままの状態で車室へのガス漏れの有無を炭酸ガス検知器で検査する。 (イ) 発煙剤による方法 ガス容器格納室の換気孔の一つにノズル径 4mm φ (又は 6mm φ) の空気導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、ガス容器格納室内に発煙剤により発生させた煙を混入した 490kPa (ノズル径が 6mm φ の場合は 294kPa) の圧縮空気を 30 秒間送入し、そのままの状態で車室への煙の漏れの有無を目視により検査する。 ウ 気密検査結果の判定 (ア) 炭酸ガスによる方法で、炭酸ガス検知器によって測定されるガス濃度が 0.05%を超えるもの (イ) 発煙剤による方法で、車室に煙が漏洩しているもの エ 気密検査の省略 (ア) ガス容器バルブ、安全弁等がガス容器取付施工時と同じコンテナケースに確実に格納されており、当該コンテナケースに気密機能を損なうおそれのある損傷のないもの(燃料の種類を液化石油ガス又は圧縮天然ガスに変更した自動車に備えるものを除く。) (イ) その他の方法により確実に気密機能を有していることが認められるもの。 ④ ガス容器及び導管は、移動及び損傷を生じないように確実に取付けられ、かつ、損傷を受けるおそれのある部分が適当な覆いで保護されており、溶解アセチレン・ガス容器にあつては、ガス開閉装置を上方とし、容器内の多孔物質の原状を変化させないように取付けられていること。 この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。 ア ガス容器の取付部及び導管の取付部に緩み又は損傷があるもの イ 導管(導管を保護するため、導管に保護部材を巻きつける等の対策を施している場合の保護部材は除く。)であつて、走行中に他の部分と接触した痕跡があるもの又は接触するおそれがあるもの ⑤ 排気管、消音器等によって著しく熱の影響を受けるおそれのあるガス容器及び導管には、適当な防熱装置が施されていること。 この場合において、直射日光をうけるものには、覆いその他の適当な日よけを設けること。 ⑥ 導管は、繊維補強樹脂管又は焼鈍した鋼管若しくは鋼管(アセチレン・ガスを含有する高圧ガスに係るものにあつては、繊維補強樹脂管又は焼鈍した鋼管)であること。 ただし、低圧部に用いるもの及び液化石油ガスに係るものにあつては、耐油性ゴム管を使用することができる。 ⑦ 両端が固定された導管(耐油性ゴム管を除く。)は、中間の適当な部分が湾曲しているものであり、かつ、1m 以内の長さごとに支持されていること。 ⑧ アセチレン・ガスを含有する高圧ガスを使用するものにあつては、燃料装置中のガスと接触する部分に銅製品を使用していないこと。 ⑨ ガス容器から最初の減圧弁までの配管は、ガス容器のガス充填圧力の 1.5 倍の圧力に耐えること。 この場合において、この基準に適合しないおそれがあるときは、次のアからウまでに掲げる方法により気密検査を行うものとし、気密検査の結果エに掲げる基準に適合する液化石油ガス又は圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器から最初の減圧弁までの配管は、この基準に適合するものとする。 ア 検知液による方法 ガス容器の液取出しバルブを全開にした状態で、配管及び各継手部に検知液(石けん水等)を塗布し、発泡によりガス漏れを検査する。 イ ガス測定器による方法	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

ガス容器の液取出しバルブを全開にした状態で、配管及び各継手部にガス測定器の検出部を当てガス漏れを検査する。

ウ 圧力計による方法

配管に圧力計を設置し、配管内に液化石油ガス又は圧縮天然ガスの常用圧力の不燃性ガスを1分間封入し、配管に設置した圧力計により圧力の低下状況を検査する。

エ アからウにより気密検査を行った結果、発泡等によりガス漏れが認められない又は圧力の低下が認められないものであること。

- ⑩ 主止弁を運転者の操作しやすい箇所に、ガス充填弁をガス充填口の近くに備えること。
 ⑪ 液化石油ガス以外の高圧ガスを燃料とする燃料装置には、最初の減圧弁の入口圧力を指示する圧力計を備えること。
 ⑫ 圧縮天然ガスを燃料とする燃料装置には、低压側の圧力の著しい上昇を有効に防止することができる安全装置を備えること。

ただし、最終の減圧弁の低压側が大気に開放されているものにあつては、この限りでない。

- ⑬ 安全装置は、車室内にガスを噴出しないように取付けられたものであること。
 ⑭ アセチレン・ガスを含有する高圧ガスを燃料とする燃料装置には、逆火防止装置を最終の減圧弁と原動機の吸入管との間に備えること。

(2) 液化石油ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発、燃料への引火等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(1)の基準及び次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- ① ガス容器の充填口は、露出した電気端子及び電気開閉器から200mm以上離れていること。
 ② ガス容器の充填口は、座席又は立席のある車室（隔壁により仕切られた運転者室を除く。）の内部に開口していないこと。

7-25-6 従前規定の適用②

次に掲げる圧縮天然ガスを燃料とする自動車については次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第13条第4項関係）

- ① 令和4年2月28日以前に製作された自動車
 ② 令和4年3月1日から令和5年2月28日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの
 ア 令和4年2月28日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車
 イ 令和4年3月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であつて、令和4年2月28日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値が同一であるもの
 ウ 型式指定自動車等以外の自動車
 ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和5年2月28日以前のもの
 ④ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和5年2月28日以前のもの

7-25-6-1 性能要件

7-25-6-1-1 視認等による審査

圧縮天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- ① 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車に限る。）に備える燃料装置は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。

- (7) 容器保安規則第7条及び第17条に規定する構造及び機能を有するもの。
 (4) 高圧ガス保安法第45条又は第49条の25（同法第49条の33第2項において準用する場合を含む。）に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。

なお、当該刻印又は標章において示された充填可能期限及び容器検査に合格した年月日の前日から起算して次表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

容器の種類	容器検査合格後の経過年数	容器再検査までの期間
圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器	4年以下	4年
	4年超	2年2月
その他の容器	容器保安規則第24条第1項による	

- (7) 容器則細目告示第1条第2項第3号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

と。

(参考)

〔㍿〕における表示]

容器則細目告示様式第3

車 載 容 器 総 括 証 票		
搭載容器本数		
充填可能期限	年	月 日
検査有効期限	年	月 日
最高充填圧力		
車 台 番 号		

イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。

(7) 容器保安規則第26条及び第29条に規定する構造及び機能を有するもの。

(4) 高压ガス保安法第49条に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。

なお、当該刻印又は標章において示された容器再検査に合格した年月日の前日から起算してア（イ）の表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、審査当日以降の日付であること。

(7) 容器則細目告示第32条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

(参考)

〔㍿〕における表示]

容器則細目告示様式第4

容 器 再 検 査 合 格 証 票		検査実施者の 名称の符号
再検査有効期限	年 月 日	
再 検 査 日	年 月 日	

② 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備える燃料装置は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の6.1.3. から6.1.5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。

この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、視認による確認が困難な場合は、様式16の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式16に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

(参考)

〔②における表示例]

1. 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票

容 器 証 票	
搭載者名称	
搭載月	年 月 日
車台番号	

2. 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車 載 容 器 一 覧 証 票		
	容器の記号及び番号	附属品の記号及び番号
1		
2		
3		
4		
充填可能期限	年 月 日	
車台番号		

3. 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車 載 容 器 総 括 証 票	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
最高充填圧力	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
車台番号	
③ ガス容器は、車体外に取付けるものを除き、座席又は立席のある車室と気密な隔壁で仕切られ、車体外と通気が十分な場所に取付けられていること。 この場合において、次のア又はイにより検査を行い、その結果、ウに該当するものは、この基準に適合しないものとする。 ただし、次のエのいずれかに該当するものにあつては、この基準に適合しているものとする。 ア ガス容器又はガス容器バルブ及び安全弁等が固定されたコンテナケースに収納のうねトランクルーム等に装着されている自動車 (ア) 炭酸ガスによる方法 コンテナケースの換気孔の一つにノズル径 4mm φ (又は 6mm φ) の炭酸ガス導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、コンテナケース内に 9.8kPa の圧縮炭酸ガスを 30 秒間送入し、そのままの状態 でコンテナケースからのガス漏れの有無を炭酸ガス検知器で検査する。 (イ) 発煙剤による方法 コンテナケースの換気孔の一つにノズル径 4mm φ (又は 6mm φ) の空気導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、コンテナケース内に発煙剤により発生させた煙を混入した 9.8kPa の圧縮空気を 30 秒間送入し、そのままの状態 でコンテナケースからの煙の漏れの有無を目視により検査する。 イ ガス容器又はガス容器バルブ及び安全弁等がア以外の方法でトランクルーム等に装着されている自動車 (ア) 炭酸ガスによる方法 ガス容器格納室の換気孔の一つにノズル径 4mm φ (又は 6mm φ) の炭酸ガス導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、ガス容器格納室に 490kPa (ノズル径が 6mm φ の場合は、294kPa) の圧縮炭酸ガスを 30 秒間送入し、そのままの状態 で車室へのガス漏れの有無を炭酸ガス検知器で検査する。 (イ) 発煙剤による方法 ガス容器格納室の換気孔の一つにノズル径 4mm φ (又は 6mm φ) の空気導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、ガス容器格納室内に発煙剤により発生させた煙を混入した 490kPa (ノズル径が 6mm φ の場合は 294kPa) の圧縮空気を 30 秒間送入し、そのままの状態 で車室への煙の漏れの有無を目視により検査する。 ウ 気密検査結果の判定 (ア) 炭酸ガスによる方法で、炭酸ガス検知器によって測定されるガス濃度が 0.05% を超えるもの (イ) 発煙剤による方法で、車室に煙が漏洩しているもの エ 気密検査の省略 (ア) ガス容器バルブ、安全弁等がガス容器取付施工時と同じコンテナケースに確実に格納されており、当該コンテナケースに気密機能を損なうおそれのある損傷のないもの(燃料の種類を圧縮天然ガスに変更した自動車に備えるものを除く。) (イ) その他の方法により確実に気密機能を有していることが認められるもの。 ④ ガス容器及び導管は、移動及び損傷を生じないように確実に取付けられ、かつ、損傷を受けるおそれのある部分が適当な覆いで保護されていること。 この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。 ア ガス容器の取付部及び導管の取付部に緩み又は損傷があるもの イ 導管(導管を保護するため、導管に保護部材を巻きつける等の対策を施している場合の保護部材は除く。)であつて、走行中に他の部分と接触した痕跡があるもの又は接触するおそれがあるもの ⑤ 排気管、消音器等によって著しく熱の影響を受けるおそれのあるガス容器及び導管には、適当な防熱装置が施されていること。 この場合において、直射日光をうけるものには、覆いその他の適当な日よけを設けること。 ⑥ 導管は、繊維補強樹脂管又は焼鈍した鋼管若しくは銅管であること。 ただし、低圧部に用いるものにあつては、耐油性ゴム管を使用することができる。 ⑦ 両端が固定された導管(耐油性ゴム管を除く。)は、中間の適当な部分が湾曲しているものであり、かつ、1m 以内の長さごとに支持されていること。 ⑧ ガス容器から最初の減圧弁までの配管は、ガス容器のガス充填圧力の 1.5 倍の圧力に耐えること。 この場合において、この基準に適合しないおそれがあるときは、次のアからウまでに掲げる方法により気密検査を行うものとし、気密検査の結果エに掲げる基準に適合するガス容器から最初の減圧弁までの配管は、この基準に適合するものとする。 ア 検知液による方法 ガス容器の液取出しバルブを全開にした状態で、配管及び各継手部に検知液(石けん水等)を塗布し、発泡によりガス漏れを検査する。 イ ガス測定器による方法 ガス容器の液取出しバルブを全開にした状態で、配管及び各継手部にガス測定器の検出部を当てガス漏れを検査する。	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

ウ 圧力計による方法

配管に圧力計を設置し、配管内に圧縮天然ガスの常用圧力の不燃性ガスを1分間封入し、配管に設置した圧力計により圧力の低下状況を検査する。

エ アからウにより気密検査を行った結果、発泡等によりガス漏れが認められない又は圧力の低下が認められないものであること。

- ⑨ 主止弁を運転者の操作しやすい箇所に、ガス充填弁をガス充填口の近くに備えること。
- ⑩ 燃料装置には、最初の減圧弁の入口圧力を指示する圧力計を備えること。
- ⑪ 燃料装置には、低圧側の圧力の著しい上昇を有効に防止することができる安全装置を備えること。
ただし、最終の減圧弁の低圧側が大気開放されているものにあっては、この限りでない。
- ⑫ 安全装置は、車室内にガスを噴出しないように取付けられたものであること。

7-25-6-1-2 書面等による審査

(1) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及びガス容器附属品は、次に定める基準に適合すること。

この場合において①及び②の基準の適合性は、様式16により審査するものとする。

なお、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは③及び④の基準に適合するものとする。

- ① ガス容器は、細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の3.2.2.に定めるガス容器再試験の基準に適合すること。
- ② 容器附属品は、細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の4.2.2.に定めるガス容器附属品再試験の基準に適合すること。
- ③ ガス容器は、細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の3.1.2.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.1.2.に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。
- ④ ガス容器附属品は、細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の4.1.2.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.2.2.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。

7-25-7 従前規定の適用③

平成29年2月12日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車については、次の基準に適合するものであればよい。
(適用関係告示第13条第5項関係)

7-25-7-1 性能要件

7-25-7-1-1 視認等による審査

圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- ① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車に限る。）に備えるガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。
ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。
(7) 容器保安規則第7条及び第17条に規定する構造及び機能を有するもの。
(4) 高压ガス保安法第45条又は第49条の25（同法第49条の33第2項において準用する場合を含む。）に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。
なお、当該刻印又は標章において示された充填可能期限及び容器検査に合格した年月の前月の末日（年月日の表示があるものは、年月日の前日）から起算して次表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

容器の種類	容器検査合格後の経過年数	容器再検査までの期間
圧縮水素自動車燃料装置用容器	4年以下	4年
	4年超	2年2月
国際圧縮水素自動車燃料装置用容器	4年1月以下	4年1月
	4年1月超	2年3月

- (9) 容器則細目告示第1条第2項第3号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。
なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

(参考)

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

〔ウ〕における表示〕

1. 圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第3）

車 載 容 器 総 括 証 票		
充填すべきガスの名称		
搭載容器本数		
充填可能期限	年	月 日
検査有効期限	年	月 日
最高充填圧力		
車台番号		

2. 低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第3の2）

車載容器総括証票（低充填サイクル車両専用）		
充填すべきガスの名称		
搭載容器本数		
充填可能期限	年	月 日
検査有効期限	年	月 日
最高充填圧力		
車台番号		

3. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第3の3）

車 載 容 器 総 括 証 票		
充填すべきガスの名称		
搭載容器本数		
充填可能期限	年	月
検査有効期限	年	月
最高充填圧力		
車台番号		

4. 低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第3の4）

車載容器総括証票（低充填サイクル車両専用）		
充填すべきガスの名称		
搭載容器本数		
充填可能期限	年	月
検査有効期限	年	月
最高充填圧力		
車台番号		

イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。

(7) 容器保安規則第26条及び第29条に規定する構造及び機能を有するもの。

(4) 高压ガス保安法第49条に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。

なお、当該刻印又は標章において示された容器再検査に合格した年月の前月の末日（年月日の表示があるものは、年月日の前日）から起算してア（4）の表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、審査当日以降の日付であること。

(ウ) 容器則細目告示第32条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

(参考)

〔ウ〕における表示〕

1. 圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第4）

容 器 再 検 査 合 格 証 票		検査実施者の 名称の符号
再検査有効期限	年 月 日	
再 検 査 日	年 月 日	

2. 低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第4の2）

容器再検査合格証票（低充填サイクル車両専用）		検査実施者の 名称の符号
再検査有効期限	年 月 日	
再 検 査 日	年 月 日	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

3. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第4の3）

容 器 再 検 査 合 格 証 票		検査実施者の 名称の符号
再検査有効期限	年 月	
再 検 査 日	年 月	

4. 低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第4の4）

容器再検査合格証票（低充填サイクル車両専用）		検査実施者の 名称の符号
再検査有効期限	年 月	
再 検 査 日	年 月	

- ② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備える燃料装置は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の6.2.5.1. から 6.2.5.3. までの規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。

この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

(参考)

〔②における表示例〕

1. 圧縮水素自動車燃料装置用容器の容器証票

容 器 証 票	
搭載者名称	
搭載月	年 月 日
車台番号	

2. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器の容器証票

容 器 証 票	
搭載者名称	
搭載月	年 月
車台番号	

3. 圧縮水素自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車 載 容 器 一 覧 証 票		
	容器の記号及び番号	附属品の記号及び番号
1		
2		
3		
4		
充填可能期限	年 月 日	
車台番号		

4. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車 載 容 器 一 覧 証 票		
	容器の記号及び番号	附属品の記号及び番号
1		
2		
3		
4		
充填可能期限	年 月	
車台番号		

5. 圧縮水素自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車 載 容 器 総 括 証 票	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
最高充填圧力	
車 台 番 号	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

6. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車 載 容 器 総 括 証 票	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月
最高充填圧力	
車台番号	

7. 低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車載容器総括証票（低充填サイクル車両専用）	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
最高充填圧力	
車台番号	

8. 低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車載容器総括証票（低充填サイクル車両専用）	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月
最高充填圧力	

7-25-7-1-2 書面等による審査

- (1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及びガス容器附属品は、次に定める基準に適合すること。

この場合において、①及び②の基準の適合性は、様式 16 により審査するものとする。

なお、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは③及び④の基準に適合するものとする。

- ① ガス容器は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3. 4. に定めるガス容器再試験の基準に適合すること。
- ② ガス容器附属品は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4. 4. に定めるガス容器附属品再試験の基準に適合すること。
- ③ ガス容器は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3. 2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5. 3. に規定する刻印又は 5. 4. に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。
- ④ ガス容器附属品は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4. 2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5. 5. 2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。

- (2) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。

この場合において、この技術基準への適合性は公的試験機関等が実施した試験等の結果を記載した書面により適合することが明らかなものであることを確認することにより行うこととする。

- (3) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）のガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3. に定める方法により試験を行った結果、同別添 4. の基準に適合するものであること。
- (4) 指定自動車等に備えられているガス容器、配管その他の水素ガス流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により（1）の基準に適合することが明らかなガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、（2）の基準に適合するものとする。
- (5) UN R34（前面衝突の方法に係る部分に限る。）、FMVSS 301 又は CMVSS 301 に適合する装置にあっては、細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」に準ずる性能を有するものとし、（3）の基準に適合するものとする。
- (6) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-25-1-2（5）の規定を

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

適用する。

7-25-8 従前規定の適用④

次に掲げる圧縮水素ガスを燃料とする自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第13条第7項、第8項、第11項関係)

- ① 平成30年8月31日以前に製作された自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)
- ② 平成30年9月1日以降に製作された自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって次に掲げるもの。
 - ア 平成30年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車
 - イ 平成30年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成30年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類(動力用電源装置の種類に限る。)、車枠並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値が同一であるもの

7-25-8-1 性能要件**7-25-8-1-1 視認等による審査**

7-25-7-1-1に同じ。

7-25-8-1-2 書面等による審査

- (1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車を除く。)の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。

この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②から④までの基準に適合するものとする。

- ① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(大型特殊自動車を除く。)に備えるガス容器及びガス容器附属品は、次に定める基準に適合すること。

この場合において、当該基準の適合性は、様式16により審査するものとする。

ア ガス容器は、細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の3.4.に定めるガス容器再試験の基準に適合すること。

イ ガス容器附属品は、細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の4.4.に定めるガス容器附属品再試験の基準に適合すること。

- ② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(大型特殊自動車を除く。)に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。

ア ガス容器は、細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の3.2.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.3.に規定する刻印又は5.4.に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。

イ ガス容器附属品は、細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の4.2.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.5.2.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。

- ③ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって専ら乗用の用に供する車両総重量4.54t未満のもの(三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)にあっては、その燃料装置が次に掲げる基準に適合するものであること。

ア GTR13の5.2.1.(5.2.1.1.2.を除く。)及び6.1.3.から6.1.6.までに適合すること。

イ 容器附属品は細目告示別添100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」3.1.1.に定める基準に適合すること。

ウ ガス容器及び容器附属品は、細目告示別添100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」3.5.6.に定める基準に適合すること。

この場合において、同別添3.5.6.中「3.5.5.が適用される自動車」とあるのは「7-25-8-1-2(1)②オが適用される自動車」と読み替えるものとする。

エ 保安基準第17条第3項の規定が適用される自動車以外の圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって専ら乗用の用に供する車両総重量4.54t未満のもの(三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)のガス容器及び容器附属品は、細目告示別添100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」3.5.4.に定める基準に適合すること。

オ 座席の地上面からの高さが700mm以下の圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって専ら乗用の用に供する車両総重量4.54t未満のもの(乗車定員10人以上のもの、その形状が乗車定員10人以上のものの形状に類するもの、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)は、細目告示別添100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」3.5.5.に定める基準に適合すること。

この場合において「3.5.5.1.及び3.5.5.2.の方法」とあるのは「世界統一技術規則第13号の技術的な要件(同規則の規則6.1.1.及び6.1.2.に限る。)」に定める方法」と「3.5.5.3.の基準」とあるのは「世界統一技術規則第13号の技術的な要件(同規則の規則5.2.2.に限る。)」に定める基準」と読み替えるものとする。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

④ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって専ら乗用の用に供する車両総重量 4.54t 未満のもの（三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）以外の圧縮水素ガスを燃料とする自動車にあつては、燃料装置が細目告示別添 100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」に定める基準に適合すること。

(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。

この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないもの又はこれに準ずる性能を有する装置は、この基準に適合するものとする。

① 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 11 人以上のもの、車両総重量が 2.8t を超えるもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）にあつては、細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3. に定める方法により試験を行った結果、世界統一技術規則第 13 号の技術的な要件（同規則の規則 5.2.2. に限る。）に定める基準に適合すること。

この場合において、同別添 3.1.3. 中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、5 分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突 60 分後に測定する。」とあり、及び同別添 3.2.4. 中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、5 分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突 60 分後に測定する。」とあるのは「この場合において、測定方法は世界統一技術規則第 13 号の技術的な要件（同規則の規則 6.1.1. 及び 6.1.2. に限る。）に定める方法とする。」と読み替えるものとする。

② 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上のもの及びその形状が乗車定員 10 人以上のものの形状に類するもの、車両総重量が 2.5t を超えるもの及びその形状が車両総重量 2.5t を超えるものの形状に類するもの、二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）にあつては、UN R94-02-S5 附則 3 の 1.、3. 及び 4. に定める方法及び GTR13 の 6.1.1. 及び 6.1.2. に定める方法により試験を行った結果、GTR13 の 5.2.2. の基準に適合すること。

③ ①及び②に掲げる自動車以外の圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあつては、細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3. に定める方法により試験を行った結果、同別添 4. の基準に適合すること。

④ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次の (a) から (i) までの掲げるものを除く。）にあつては、UN R135-01-S2 (5.5.2. に限る。）に適合すること。

- (a) 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のもの
- (b) 貨物の運送の用に供する自動車であつて次のいずれにも該当するもの
 - ・前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22° 以上のもの
 - ・運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が 1.30 以上のもの
- (c) 車両総重量 3.5t を超える自動車
- (d) (a) から (c) までの自動車の形状に類する自動車
- (e) 二輪自動車
- (f) 側車付二輪自動車
- (g) 三輪自動車
- (h) 大型特殊自動車
- (i) 被牽引自動車

ただし、次に掲げる自動車にあつては、この規定は適用しない。

ア 平成 30 年 6 月 14 日以前に製作された自動車

イ 平成 30 年 6 月 15 日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

(ア) 平成 30 年 6 月 14 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車

(イ) 平成 30 年 6 月 15 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であつて、平成 30 年 6 月 14 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のポールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

(3) UN R34（前面衝突の方法に係る部分に限る。）、FMVSS 301 又は CMVSS 301 に適合する装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、(2) に定める「これに準ずる性能を有する装置」とし、(2) ③の基準に適合するものとする。

(4) 7-25-1-2 (5) に同じ。

【衝突に係る適用：GTR13 適用】

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

7-25-9 従前規定の適用⑤

次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第13条第9項関係)

- ① 「指定等年月日」以前に製作された自動車
- ② 「指定等年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車
 - イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分(乗員保護装置を含む。)のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
 - ウ 指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあつては、令和5年8月31日以前に製作されたもの

区分		指定等年月日	製作年月日
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満の自動車(車両総重量2.8t以下に限る。)	輸入自動車以外の自動車	H30.8.31	H30.8.31
	輸入自動車	R2.8.31	R2.8.31
上記以外の自動車		R5.8.31	R5.8.31

7-25-9-1 性能要件

7-25-9-1-1 視認等による審査

7-25-1-1 (3) に同じ。

7-25-9-1-2 書面等による審査

- (1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。

この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②から⑥までの基準に適合するものとする。

- ① 7-25-1-2 (1) ①に同じ。
- ② 7-25-1-2 (1) ②に同じ。
- ③ 7-25-1-2 (1) ③に同じ。
- ④ 7-25-1-2 (1) ④に同じ。
- ⑤ 7-25-1-2 (1) ⑤に同じ。
- ⑥ 7-25-1-2 (1) ⑥に同じ。
- ⑦ 7-25-1-2 (1) ⑦に同じ。
- ⑧ 7-25-1-2 (1) ⑧に同じ。
- ⑨ 7-25-1-2 (1) ⑨に同じ。
- ⑩ 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるものにあつては、UN R134-02の7.1.7.に定める基準に適合すること。

ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りではない。(適用関係告示第13条第23項関係)

ア 令和4年8月31日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車

イ 令和4年9月1日から令和6年8月31日までに製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次に掲げるもの

(ア) 令和4年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置に係る指定を受けた多仕様自動車

(イ) 令和4年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であって、令和4年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類(動力用電源装置の種類に限る。)、車枠並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値が同一であるもの

(ウ) 指定自動車等以外の自動車

ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和6年8月31日以前のもの

エ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和6年8月31日以前のもの

- (2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。

この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書(写しをもって代えることができる。)により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないもの又はこれに準ずる性能を有する装置は、この基準に適合するものとする。

- ① 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員 11 人以上のもの、車両総重量 2.8t を超えるもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)にあっては、細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.に定める方法により試験を行った結果、世界統一技術規則第 13 号の技術的な要件(同規則の規則 5.2.2.に限る。)に定める基準に適合すること。

この場合において、同別添 3.1.3. 中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、5 分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突 60 分後に測定する。」とあり、及び同別添 3.2.4. 中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、5 分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突 60 分後に測定する。」とあるのは「この場合において、測定方法は世界統一技術規則第 13 号の技術的な要件(同規則の規則 6.1.1. 及び 6.1.2. に限る。)に定める方法とする。」と読み替えるものとする。

- ② 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員 10 人以上のもの及びその形状が乗車定員 10 人以上のものの形状に類するもの、車両総重量 2.5t を超えるもの及びその形状が車両総重量 2.5t を超えるものの形状に類するもの、二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。)にあっては、UN R94-02-S5 附則 3 の 1.、3. 及び 4. に定める方法及び GTR13 の 6.1.1. 及び 6.1.2. に定める方法により試験を行った結果、GTR13 の 5.2.2. の基準に適合すること。

- ③ ①及び②に掲げる自動車以外の圧縮水素ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)にあっては、細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.に定める方法により試験を行った結果、同別添 4. の基準に適合すること。

- (3) UN R34 (前面衝突の方法に係る部分に限る。)、FMVSS 301 又は CMVSS 301 に適合する装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、(2) に定める「これに準ずる性能を有する装置」とし、(2) ③の基準に適合するものとする。

- (4) 7-25-1-2 (5) に同じ。

【オフセット衝突に係る適用：UN R94-02-S5 適用】**7-25-10 従前規定の適用⑥**

次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 10 項関係)

- ① 「指定等年月日」以前に製作された自動車
 ② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車
 イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車とオフセット前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

区分	指定等年月日	製作年月日
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満の自動車(車両総重量 2.5t 以下に限る)	H30.8.31	R11.8.31
上記以外の自動車	R5.8.31	R11.8.31

7-25-10-1 性能要件**7-25-10-1-1 視認等による審査**

7-25-1-1 (3) に同じ。

7-25-10-1-2 書面等による審査

- (1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。

この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②から⑥までの基準に適合するものとする。

- ① 7-25-1-2 (1) ①に同じ。
 ② 7-25-1-2 (1) ②に同じ。
 ③ 7-25-1-2 (1) ③に同じ。
 ④ 7-25-1-2 (1) ④に同じ。
 ⑤ 7-25-1-2 (1) ⑤に同じ。
 ⑥ 7-25-1-2 (1) ⑥に同じ。
 ⑦ 7-25-1-2 (1) ⑦に同じ。
 ⑧ 7-25-1-2 (1) ⑧に同じ。
 ⑨ 7-25-1-2 (1) ⑨に同じ。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
⑩ 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるものにあつては、UN R134-02 の 7.1.7. に定める基準に適合すること。 ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りではない。(適用関係告示第 13 条第 23 項関係) ア 令和 4 年 8 月 31 日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車 イ 令和 4 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車であつて、次に掲げるもの (ア) 令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車 (イ) 令和 4 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であつて、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類(動力用電源装置の種類に限る。)、車枠並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値が同一であるもの (ウ) 指定自動車等以外の自動車 ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和 6 年 8 月 31 日以前のもの エ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 6 年 8 月 31 日以前のもの (2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書(写しをもって代えることができる。)により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ① 7-25-1-2 (2) ①に同じ。 ② 7-25-1-2 (2) ②に同じ。 ③ 7-25-1-2 (2) ③に同じ。 ④ 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員 10 人以上のもの及びその形状が乗車定員 10 人以上の自動車の形状に類するもの、車両総重量 2.5t を超えるもの及びその形状が車両総重量 2.5t を超える自動車の形状に類するもの、二輪自動車、側車付二輪自動車並びに被牽引自動車を除く。)にあつては、UN R94-02-S5 附則 3 の 1.、3. 及び 4. に定める方法及び GTR13 の 6.1.1. 及び 6.1.2. に定める方法により試験を行った結果、GTR13 の 5.2.2. の基準に適合すること。 ⑤ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(次の (a) から (i) までに掲げるものを除く。)にあつては、UN R135-02-S1 (5.5.2. に限る。)に適合すること。 (a) 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のもの (b) 貨物の運送の用に供する自動車であつて次のいずれにも該当するもの ・前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22° 以上のもの ・運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が 1.30 以上のもの (c) 車両総重量 3.5t を超える自動車 (d) (a) から (c) までの自動車の形状に類する自動車 (e) 二輪自動車 (f) 側車付二輪自動車 (g) 三輪自動車 (h) 大型特殊自動車 (i) 被牽引自動車 ただし、次に掲げる自動車にあつては、UN R135-00-S1 に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 12 項関係) ア 令和 5 年 1 月 19 日以前に製作された自動車 イ 令和 5 年 1 月 20 日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの (ア) 令和 5 年 1 月 19 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車 (イ) 令和 5 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であつて、令和 5 年 1 月 19 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分(乗員保護装置を含む。)のポールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの (3) 7-25-1-2 (5) に同じ。	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

【フルラップ衝突に係る適用：UN R137-00 適用】

7-25-11 従前規定の適用⑦

次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第13条第13項関係)

- ① 「指定等年月日」以前に製作された自動車
- ② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車
 - イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
 - ウ 指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあつては、令和9年8月31日以前に製作されたもの

区分	指定等年月日	製作年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量2.8t以下のものに限る。）	R2.8.31	R11.8.31
上記以外の自動車	R9.8.31	R11.8.31

7-25-11-1 性能要件

7-25-11-1-1 視認等による審査

7-25-1-1 (3) に同じ。

7-25-11-1-2 書面等による審査

- (1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。

この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②から⑥までの基準に適合するものとする。

- ① 7-25-1-2 (1) ①に同じ。
- ② 7-25-1-2 (1) ②に同じ。
- ③ 7-25-1-2 (1) ③に同じ。
- ④ 7-25-1-2 (1) ④に同じ。
- ⑤ 7-25-1-2 (1) ⑤に同じ。
- ⑥ 7-25-1-2 (1) ⑥に同じ。
- ⑦ 7-25-1-2 (1) ⑦に同じ。
- ⑧ 7-25-1-2 (1) ⑧に同じ。
- ⑨ 7-25-1-2 (1) ⑨に同じ。
- ⑩ 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるものにあつては、UN R134-02 の7.1.7.に定める基準に適合すること。

ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りではない。(適用関係告示第13条第23項関係)

ア 令和4年8月31日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車

イ 令和4年9月1日から令和6年8月31日までに製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次に掲げるもの

(ア) 令和4年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車

(イ) 令和4年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であって、令和4年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類（動力用電源装置の種類に限る。）、車枠並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値が同一であるもの

(ウ) 指定自動車等以外の自動車

ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和6年8月31日以前のもの

エ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和6年8月31日以前のもの

- (2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの、車両総重量が 2.8t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあつては、UN R137-00（附則 3 に限る。）に定める方法及び細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4. 及び 3.1.2.6. から 3.1.2.8. に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S2（7.2.1. から 7.2.3. に限る。）に適合すること。

② 7-25-1-2（2）②に同じ。

③ 7-25-1-2（2）③に同じ。

④ 7-25-1-2（2）④に同じ。

⑤ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次の（a）から（i）までに掲げるものを除く。）にあつては、UN R135-02-S1（5.5.2. に限る。）に適合すること。

（a）専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のもの

（b）貨物の運送の用に供する自動車であつて次のいずれにも該当するもの

・前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22° 以上のもの

・運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が 1.30 以上のもの

（c）車両総重量 3.5t を超える自動車

（d）（a）から（c）までの自動車の形状に類する自動車

（e）二輪自動車

（f）側車付二輪自動車

（g）三輪自動車

（h）大型特殊自動車

（i）被牽引自動車

ただし、次に掲げる自動車にあつては、UN R135-00-S1 に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 12 項関係）

ア 令和 5 年 1 月 19 日以前に製作された自動車

イ 令和 5 年 1 月 20 日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

（イ）令和 5 年 1 月 19 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車

（ロ）令和 5 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であつて、令和 5 年 1 月 19 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のポールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

（3）7-25-1-2（5）に同じ。

7-25-12 従前規定の適用⑧

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 6 項、第 14 項及び第 15 項関係）

① 令和 5 年 8 月 31 日以前に製作された圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車

② 令和 5 年 9 月 1 日以降に製作された圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車であつて次に掲げるもの。

ア 令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車

イ 令和 5 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であつて、令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値が同一であるもの

ウ 指定自動車等以外の自動車

③ 平成 31 年 1 月 1 日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車

7-25-12-1 性能要件

7-25-12-1-1 視認等による審査

（1）高圧ガスを燃料とする自動車（（3）、（4）及び（5）に掲げる自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

- (ア) 容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）第7条及び第17条に規定する構造及び機能を有するもの。
 (イ) 高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）第45条又は第49条の25（同法第49条の33第2項において準用する場合を含む。）に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。

なお、当該刻印又は標章において示された充填可能期限（表示があるものに限る。）及び容器検査に合格した年月の前月の末日（年月日の表示があるものは、年月日の前日）から起算して次表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

容器の種類		容器検査合格後の 経過年数	容器再検査 までの期間		
圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器		4 年以下	4 年		
液化天然ガス自動車燃料装置用容器		4 年超	2 年 2 月		
自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器（溶接容器に限る。）		20 年未満	6 年 ※1		
		20 年以上	2 年		
		平成元年3月31日以前に容器検査に合格した容器	容量が 50L 以上 120L 未満の容器	8 年未満	4 年
				8 年以上 20 年未満	3 年
				20 年以上	1 年
		容量が 50L 未満の容器	10 年未満	5 年	
			10 年以上 20 年未満	3 年	
20 年以上	1 年				
その他の容器		容器保安規則第 24 条第 1 項による			

※1 自動車検査証の有効期間が1年の自動車が最初に受ける容器再検査については、刻印又は標章において示された容器検査に合格した年月の前月の末日から起算して、6年を経過して最初に受ける継続検査まででもよい。

- (ウ) 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器であって、容器則細目告示第1条第2項第3号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

(参考)

〔ウ〕における表示〕

容器則細目告示様式第3

車 載 容 器 総 括 証 票	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
検査有効期限	年 月 日
最高充填圧力	
車 台 番 号	

- イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。

- (ア) 容器保安規則第26条及び第29条に規定する構造及び機能を有するもの。

- (イ) 高压ガス保安法第49条に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。

なお、当該刻印又は標章において示された容器再検査に合格した年月の前月の末日（年月日の表示があるものは、年月日の前日）から起算してア（イ）の表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、審査当日以降の日付であること。

- (ウ) 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器であって、容器則細目告示第32条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

(参考)

〔ウ〕における表示〕

容器則細目告示様式第4

容 器 再 検 査 合 格 証 票		検査実施者の 名称の符号
再検査有効期限	年 月 日	
再 検 査 日	年 月 日	

- ② 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備え

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

る燃料装置は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」6.1.3. から 6.1.5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。

この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

(参考)

〔②における表示例〕

1. 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票

容 器 証 票	
搭載者名称	
搭載月	年 月 日
車台番号	

2. 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車 載 容 器 一 覧 証 票		
1	容器の記号及び番号	附属品の記号及び番号
2		
3		
4		
充填可能期限		年 月 日
車台番号		

3. 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車 載 容 器 総 括 証 票	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
最高充填圧力	
車 台 番 号	

- ③ 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。

この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

(参考)

〔③における表示例〕

1. 液化天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票

容 器 証 票	
搭載者名称	
搭載月	年 月 日
車台番号	

2. 液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車 載 容 器 一 覧 証 票		
	容器の記号及び番号	附属品の記号及び番号
1		
2		
3		
4		
充填可能期限		年 月 日
車台番号		

3. 液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車 載 容 器 総 括 証 票	
充填すべきガスの名称	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
最高充填圧力	
車 台 番 号	

④ 液化石油ガスのガス容器及び導管は、取外してガスの充填を行なうものでないこと。

⑤ ガス容器は、車体外に取付けるものを除き、座席又は立席のある車室と気密な隔壁で仕切られ、車体外と通気が十分な場所に取付けられていること。

この場合において、液化石油ガス又は圧縮天然ガスを燃料とする自動車に関し、次のア又はイにより検査を行い、その結果、ウに該当するものは、この基準に適合しないものとする。

ただし、次のエのいずれかに該当するものにあつては、この基準に適合しているものとする。

ア ガス容器又はガス容器バルブ及び安全弁等が固定されたコンテナケースに収納のうえトランクルーム等に装着されている自動車

(ア) 炭酸ガスによる方法

コンテナケースの換気孔の一つにノズル径 4mm φ (又は 6mm φ) の炭酸ガス導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、コンテナケース内に 9.8kPa の圧縮炭酸ガスを 30 秒間送入し、そのままの状態でコンテナケースからのガス漏れの有無を炭酸ガス検知器で検査する。

(イ) 発煙剤による方法

コンテナケースの換気孔の一つにノズル径 4mm φ (又は 6mm φ) の空気導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、コンテナケース内に発煙剤により発生させた煙を混入した 9.8kPa の圧縮空気を 30 秒間送入し、そのままの状態でコンテナケースからの煙の漏れの有無を目視により検査する。

イ ガス容器又はガス容器バルブ及び安全弁等がア以外の方法でトランクルーム等に装着されている自動車

(ア) 炭酸ガスによる方法

ガス容器格納室の換気孔の一つにノズル径 4mm φ (又は 6mm φ) の炭酸ガス導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、ガス容器格納室に 490kPa (ノズル径が 6mm φ の場合は、294kPa) の圧縮炭酸ガスを 30 秒間送入し、そのままの状態で車室へのガス漏れの有無を炭酸ガス検知器で検査する。

(イ) 発煙剤による方法

ガス容器格納室の換気孔の一つにノズル径 4mm φ (又は 6mm φ) の空気導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、ガス容器格納室内に発煙剤により発生させた煙を混入した 490kPa (ノズル径が 6mm φ の場合は 294kPa) の圧縮空気を 30 秒間送入し、そのままの状態で車室への煙の漏れの有無を目視により検査する。

ウ 気密検査結果の判定

(ア) 炭酸ガスによる方法で、炭酸ガス検知器によって測定されるガス濃度が 0.05%を超えるもの

(イ) 発煙剤による方法で、車室に煙が漏洩しているもの

エ 気密検査の省略

(ア) ガス容器バルブ、安全弁等がガス容器取付施工時と同じコンテナケースに確実に格納されており、当該コンテナケースに気密機能を損なうおそれのある損傷のないもの(燃料の種類を液化石油ガス又は圧縮天然ガスに変更した自動車に備えるものを除く。)

(イ) その他の方法により確実に気密機能を有していることが認められるもの。

⑥ ガス容器及び導管は、移動及び損傷を生じないように確実に取付けられ、かつ、損傷を受けるおそれのある部分が適当な覆いで保護されており、溶解アセチレン・ガス容器にあつては、ガス開閉装置を上方とし、容器内の多孔物質の原状を変化させないように取付けられていること。

この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。

ア ガス容器の取付部及び導管の取付部に緩み又は損傷があるもの

イ 導管(導管を保護するため、導管に保護部材を巻きつける等の対策を施している場合の保護部材は除く。)であつて、走行中に他の部分と接触した痕跡があるもの又は接触するおそれがあるもの

⑦ 排気管、消音器等によって著しく熱の影響を受けるおそれのあるガス容器及び導管には、適当な防熱装置が施されていること。

この場合において、直射日光をうけるものには、覆いその他の適当な日よけを設けること。

⑧ 導管は、繊維補強樹脂管又は焼鈍した鋼管若しくは鋼管(アセチレン・ガスを含有する高圧ガスに係るものにあつては、繊維補強樹脂管又は焼鈍した鋼管)であること。

ただし、低圧部に用いるもの及び液化石油ガスに係るものにあつては、耐油性ゴム管を使用することができる。

⑨ 両端が固定された導管(耐油性ゴム管を除く。)は、中間の適当な部分が湾曲しているものであり、かつ、1m 以内の長さごとに支持されていること。

⑩ アセチレン・ガスを含有する高圧ガスを使用するものにあつては、燃料装置中のガスと接触する部分に銅製品を使用していないこと。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

- ⑪ ガス容器から最初の減圧弁までの配管は、ガス容器のガス充填圧力の1.5倍の圧力に耐えること。
 この場合において、この基準に適合しないおそれがあるときは、次のアからウまでに掲げる方法により気密検査を行うものとし、気密検査の結果エに掲げる基準に適合する液化石油ガス又は圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器から最初の減圧弁までの配管は、この基準に適合するものとする。

ア 検知液による方法

ガス容器の液取出しバルブを全開にした状態で、配管及び各継手部に検知液（石けん水等）を塗布し、発泡によりガス漏れを検査する。

イ ガス測定器による方法

ガス容器の液取出しバルブを全開にした状態で、配管及び各継手部にガス測定器の検出部を当てガス漏れを検査する。

ウ 圧力計による方法

配管に圧力計を設置し、配管内に液化石油ガス又は圧縮天然ガスの常用圧力の不燃性ガスを1分間封入し、配管に設置した圧力計により圧力の低下状況を検査する。

エ アからウにより気密検査を行った結果、発泡等によりガス漏れが認められない又は圧力の低下が認められないものであること。

- ⑫ 主止弁を運転者の操作しやすい箇所に、ガス充填弁をガス充填口の近くに備えること。
 ⑬ 液化石油ガス以外の高圧ガスを燃料とする燃料装置には、最初の減圧弁の入口圧力を指示する圧力計を備えること。
 ⑭ 圧縮天然ガスを燃料とする燃料装置には、低压側の圧力の著しい上昇を有効に防止することができる安全装置を備えること。
 ただし、最終の減圧弁の低压側が大気開放されているものにあっては、この限りでない。
 ⑮ 安全装置は、車室内にガスを噴出しないように取付けられたものであること。
 ⑯ アセチレン・ガスを含有する高圧ガスを燃料とする燃料装置には、逆火防止装置を最終の減圧弁と原動機の吸入管との間に備えること。

- (2) 液化石油ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発、燃料への引火等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(1)の基準及び次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- ① ガス容器の充填口は、露出した電気端子及び電気開閉器から200mm以上離れていること。
 ② ガス容器の充填口は、座席又は立席のある車室（隔壁により仕切られた運転者室を除く。）の内部に開口していないこと。

- (3) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- ① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車に限る。）に備える燃料装置は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の6.2.5.1.から6.2.5.3.までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。

この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、視認による確認が困難な場合は、様式16の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式16に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

(参考)

〔①における表示例〕

1. 圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の容器証票

容 器 証 票	
搭載者名称	
搭載月	年 月
車台番号	

2. 圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車 載 容 器 一 覧 証 票		
	容器の記号及び番号	附属品の記号及び番号
1		
2		
3		
4		
充填可能期限	年 月	
車台番号		

3. 圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

車 載 容 器 総 括 証 票	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月
最高充填圧力	
車 台 番 号	

- (4) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- ① 細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。

この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

(参考)

〔①における表示例〕

1. 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票

容 器 証 票	
搭載者名称	
搭載月	年 月
車台番号	

2. 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車 載 容 器 一 覧 証 票	
	容器の製造番号
1	
2	
3	
4	
充填可能期限	年 月
車台番号	

3. 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車 載 容 器 総 括 証 票	
充填すべきガスの名称	
充填可能期限	年 月
最高充填圧力 (MFP)	
公称使用圧力 (NWP)	

- (5) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- ① 細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。

この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

(参考)

〔①における表示例〕

1. 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票

容 器 証 票	
搭載者名称	
搭載月	年 月
車台番号	

2. 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

車 載 容 器 一 覧 証 票	
	容器の製造番号
1	
2	
3	
4	
充填可能期限	年 月
車台番号	

3. 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車 載 容 器 総 括 証 票	
充填すべきガスの名称	
内容積	
充填可能期限	年 月
供給圧力 (SP)	
公称使用圧力 (NWP)	

7-25-12-1-2 書面等による審査

- (1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車に限る。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。

この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②から④までの基準に適合するものとする。

- ① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車に備えるガス容器及びガス容器附属品は、次に掲げる基準に適合すること。

この場合において、当該基準の適合性は、様式 16 により審査するものとする。

ア ガス容器は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3. 4. に定めるガス容器再試験の基準に適合すること。

イ ガス容器附属品は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4. 4. に定めるガス容器附属品再試験の基準に適合すること。

- ② ガス容器は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3. 2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5. 3. に規定する刻印又は 5. 4. に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。

- ③ ガス容器附属品は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4. 2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5. 5. 2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。

- ④ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（三輪自動車に限る。）にあつては、燃料装置が細目告示別添 100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」に定める基準に適合すること。

- ⑤ 圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては、燃料装置が細目告示別添 118「圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車の燃料装置の技術基準」に定める基準に適合すること。

ただし、次に掲げる自動車にあつてはこの限りではない。

ア 平成 29 年 2 月 22 日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車

イ 平成 29 年 2 月 22 日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車以外の自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。）を自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により、圧縮水素ガスを燃料とする自動車とした自動車であつて、当該改造等が行われた後、平成 29 年 2 月 22 日までに初めて新規検査、構造等変更検査又は予備検査を受けるもの

- (2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。

この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

- ① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあつては、UN R137-01-S3（附則 3 に限る。）に定める方法及び細目告示

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4.及び3.1.2.6.から3.1.2.8.に定める方法により試験を行った結果、UN R134-01 (7.2.1.から7.2.3.までに限る。)に適合すること。 ② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(乗車定員11人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量2.8tを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)にあっては、UN R34-03-S1(附則4(2.7.2.を除く。)に限る。)又は細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.2.に定める方法により試験を行った結果、UN R134-01 (7.2.1.から7.2.3.までに限る。)に適合すること。 この場合において、同別添 3.2.4.中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、5分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁の上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突60分後に測定する。」とあるのは「この場合において、測定方法はUN R134-01(附則5の1.及び2.に限る。)に定める方法とする。」と読み替えるものとする。 ③ 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車(乗車定員10人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量2.5tを超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。)にあっては、UN R94-03-S2(附則3の1.、3.及び4.に限る。)に定める方法及びUN R134-01(附則5に限る。)に定める方法により試験を行った結果、UN R134-01 (7.2.1.から7.2.3.までに限る。)に適合すること。 (3) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車(大型特殊自動車を除く。)の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②から④までの基準に適合するものとする。 ① ガス容器及びガス容器附属品は、次に定める基準に適合すること。 この場合において、当該基準の適合性は、様式16により審査するものとする。 ア ガス容器は、自動車に装着するガス容器の種類に応じ、細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の3.2.1.又は3.2.2.に定めるガス容器再試験の基準に適合すること。 イ ガス容器附属品は、ガス容器に装着する附属品の種類に応じ、細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の4.2.1.又は4.2.2.に定めるガス容器附属品再試験の基準に適合すること。 ② 圧縮天然ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。 ア ガス容器は、UN R110-02-S1の8.2.及び細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の3.1.1.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.1.1.に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。 イ ガス容器附属品は、UN R110-02-S1の8.3.及び細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の4.1.1.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.2.1.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。 ③ 圧縮天然ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。)に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。 ア ガス容器は、細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の3.1.2.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.1.2.に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。 イ ガス容器附属品は、細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の4.1.2.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.2.2.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。 ④ 圧縮天然ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)に備える燃料装置は、UN R110-02-S1の18.(18.1.8.2.、18.1.8.4.、18.3.4.から18.3.6.まで、18.6.、18.7.1.1.、18.7.2.1.、18.7.9.、8.9.2.、18.12.及び18.13.を除く。)に定める基準に適合するものであること。 ただし、UN R110-02-S1の6.1.(配管に係る規定に限る。)並びに8.1.及び8.3.から8.11.まで(ガス容器、ガス容器附属品及びガス容器附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。)に適合するものであるときは、UN R110-02-S1の18.1.2.は適用しない。 (4) 液化天然ガスを燃料とする自動車(大型特殊自動車を除く。)の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②から④までの基準に適合するものとする。	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
① 液化天然ガスを燃料とする自動車に備えるガス容器及びガス容器附属品は、次に定める基準に適合すること。 この場合において、当該基準の適合性は、様式 16 により審査するものとする。 ア ガス容器は、自動車に装着するガス容器の種類に応じ、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.2.1. 又は 3.2.2. に定めるガス容器再試験の基準に適合すること。 イ ガス容器附属品は、ガス容器に装着する附属品の種類に応じ、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.2.1. 又は 4.2.2. に定めるガス容器附属品再試験の基準に適合すること。 ② 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。 ア ガス容器は、UN R110-02-S1 の 8.12. 及び細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.1. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。 イ ガス容器附属品は、UN R110-02-S1 の 8.13. 及び細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。 ③ 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。 ア ガス容器は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.2. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。 イ ガス容器附属品は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。 ④ 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置は、UN R110-02-S1 の 18.（18.1.8.1.、18.1.8.4.、18.3.1. から 18.3.3. まで、18.5.、18.7.1.（18.7.1.1. を除く。）、18.7.2.（18.7.2.1. を除く。）、18.8.3.、18.8.7.1.、18.9.1.、18.10.3. 及び 18.10.4. を除く。）に定める基準に適合するものであること。 ただし、UN R110-02-S1 の 6.1.（配管に係る規定に限る。）並びに 8.1. 及び 8.13. から 8.22. まで（ガス容器、ガス容器附属品及びガス容器附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。）に適合するものであるときは、UN R110-02-S1 の 18.1.2. は適用しない。 (5) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2) の基準にかかわらず次に掲げるものであればよい。 ① ガス容器及び容器附属品は、その最前端部から車両前端部までの車両中心線に平行な水平距離が 420mm 以上であり、かつ、その最後端部から車両後端部までの車両中心線に平行な水平距離が 300mm 以上である位置に取付けられていること。 ② ガス容器の取付部は、通常使用される圧力の中で最も高い圧力でガス容器を充填した状態において、走行方向の士 196m/s² の加速度により、破断しないものであること。 この場合において、加速度に係る要件への適合性は、計算による方法により又は自動車製作者により証明されるものであること。 7-25-13 従前規定の適用⑨ 次に掲げる圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 16 項関係） ① 令和 7 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 ② 令和 7 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和 7 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車 イ 令和 7 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であって、令和 7 年 8 月 31 日以前に指定を受けた型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値が同一であるもの ウ 指定自動車等以外の自動車 ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 9 年 8 月 31 日以前のもの	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

- ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和9年8月31日以前のもの

7-25-13-1 性能要件

7-25-13-1-1 視認等による審査

- (1) 高圧ガスを燃料とする自動車（圧縮水素ガスを燃料とする自動車、(3) 及び (4) に掲げる自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- ① 高圧ガスを燃料とする自動車に備えるガス容器（②及び③に掲げるものを除く。）は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。

(ア) 容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）第7条及び第17条に規定する構造及び機能を有するもの。

(イ) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第45条又は第49条の25（同法第49条の33第2項において準用する場合を含む。）に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。

なお、当該刻印又は標章において示された充填可能期限（表示があるものに限り。）及び容器検査に合格した年月の前月の末日（年月日の表示があるものは、年月日の前日）から起算して次表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

容器の種類		容器検査合格後の 経過年数	容器再検査ま での期間	
圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器		4 年以下	4 年	
液化天然ガス自動車燃料装置用容器		4 年超	2 年 2 月	
自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液 化石油ガス自動車燃料装置用容器（溶接容器に限る。）		20 年未満	6 年 ※1	
		20 年以上	2 年	
		平成元年3月31日以前に容器検査に合格 した容器		容量が 50L 以上 120L 未満の 容器
容量が 50L 未満の容器	8 年以上 20 年未満			3 年
	20 年以上			1 年
	10 年未満			5 年
	10 年以上 20 年未満			3 年
	20 年以上			1 年
その他の容器		容器保安規則第 24 条第 1 項による		

※1 自動車検査証の有効期間が1年の自動車が最初に受ける容器再検査については、刻印又は標章において示された容器検査に合格した年月の前月の末日から起算して、6年を経過して最初に受ける継続検査まででもよい。

- (ウ) 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器であって、容器則細目告示第1条第2項第3号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

(参考)

〔(ウ) における表示〕

容器則細目告示様式第3

車 載 容 器 総 括 証 票			
充填すべきガスの名称			
搭載容器本数			
充填可能期限	年	月	日
検査有効期限	年	月	日
最高充填圧力			
車 台 番 号			

- イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。

(ア) 容器保安規則第26条及び第29条に規定する構造及び機能を有するもの。

(イ) 高圧ガス保安法第49条に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。

なお、当該刻印又は標章において示された容器再検査に合格した年月の前月の末日（年月日の表示があるものは、年月日の前日）から起算してア（イ）の表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、審査当日以降の日付であること。

- (ウ) 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器であって、容器則細目告示第32条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

(参考)

〔ウ〕における表示〕

容器則細目告示様式第4

容器再検査合格証票			検査実施者の 名称の符号
再検査有効期限	年	月	日
再検査日	年	月	日

- ② 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。

この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

(参考)

〔②における表示例〕

1. 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票

容器証票	
搭載者名称	
搭載月	年 月 日
車台番号	

2. 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車載容器一覧証票		
	容器の記号及び番号	附属品の記号及び番号
1		
2		
3		
4		
充填可能期限	年 月 日	
車台番号		

3. 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
最高充填圧力	
車台番号	

- ③ 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。

この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

(参考)

〔③における表示例〕

1. 液化天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票

容器証票	
搭載者名称	
搭載月	年 月 日
車台番号	

2. 液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

車 載 容 器 一 覧 証 票		
	容器の記号及び番号	附属品の記号及び番号
1		
2		
3		
4		
充填可能期限		年 月 日
車台番号		

3. 液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車 載 容 器 総 括 証 票	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
最高充填圧力	
車台番号	

④ 液化石油ガスのガス容器及び導管は、取外してガスの充填を行なうものでないこと。

⑤ ガス容器は、車体外に取付け除くものを除き、座席又は立席のある車室と気密な隔壁で仕切られ、車体外と通気が十分な場所に取付けられていること。

この場合において、液化石油ガス又は圧縮天然ガスを燃料とする自動車に関し、次のア又はイにより検査を行い、その結果、ウに該当するものは、この基準に適合しないものとする。

ただし、次のエのいずれかに該当するものにあっては、この基準に適合しているものとする。

ア ガス容器又はガス容器バルブ及び安全弁等が固定されたコンテナケースに収納のうえトランクルーム等に装着されている自動車

(ア) 炭酸ガスによる方法

コンテナケースの換気孔の一つにノズル径 4mm φ（又は 6mm φ）の炭酸ガス導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、コンテナケース内に 9.8kPa の圧縮炭酸ガスを 30 秒間送入し、そのままの状態コンテナケースからのガス漏れの有無を炭酸ガス検知器で検査する。

(イ) 発煙剤による方法

コンテナケースの換気孔の一つにノズル径 4mm φ（又は 6mm φ）の空気導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、コンテナケース内に発煙剤により発生させた煙を混入した 9.8kPa の圧縮空気を 30 秒間送入し、そのままの状態コンテナケースからの煙の漏れの有無を目視により検査する。

イ ガス容器又はガス容器バルブ及び安全弁等がア以外の方法でトランクルーム等に装着されている自動車

(ア) 炭酸ガスによる方法

ガス容器格納室の換気孔の一つにノズル径 4mm φ（又は 6mm φ）の炭酸ガス導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、ガス容器格納室に 490kPa（ノズル径が 6mm φ の場合は、294kPa）の圧縮炭酸ガスを 30 秒間送入し、そのままの状態車室へのガス漏れの有無を炭酸ガス検知器で検査する。

(イ) 発煙剤による方法

ガス容器格納室の換気孔の一つにノズル径 4mm φ（又は 6mm φ）の空気導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、ガス容器格納室内に発煙剤により発生させた煙を混入した 490kPa（ノズル径が 6mm φ の場合は 294kPa）の圧縮空気を 30 秒間送入し、そのままの状態車室への煙の漏れの有無を目視により検査する。

ウ 気密検査結果の判定

(ア) 炭酸ガスによる方法で、炭酸ガス検知器によって測定されるガス濃度が 0.05%を超えるもの

(イ) 発煙剤による方法で、車室に煙が漏洩しているもの

エ 気密検査の省略

(ア) ガス容器バルブ、安全弁等がガス容器取付施工時と同じコンテナケースに確実に格納されており、当該コンテナケースに気密機能を損なうおそれのある損傷のないもの（燃料の種類を液化石油ガス又は圧縮天然ガスに変更した自動車に備えるものを除く。）。
(イ) その他の方法により確実に気密機能を有していることが認められるもの。

⑥ ガス容器及び導管は、移動及び損傷を生じないように確実に取付けられ、かつ、損傷を受けるおそれのある部分が適当な覆いで保護されており、溶解アセチレン・ガス容器にあっては、ガス開閉装置を上方とし、容器内の多孔物質の原状を変化させないように取付けられていること。

この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。

ア ガス容器の取付部及び導管の取付部に緩み又は損傷があるもの

イ 導管（導管を保護するため、導管に保護部材を巻きつける等の対策を施している場合の保護部材は除く。）であ

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

って、走行中に他の部分と接触した痕跡があるもの又は接触するおそれがあるもの

- ⑦ 排気管、消音器等によって著しく熱の影響を受けるおそれのあるガス容器及び導管には、適当な防熱装置が施されていること。

この場合において、直射日光をうけるものには、覆いその他の適当な日よけを設けること。

- ⑧ 導管は、繊維補強樹脂管又は焼鈍した鋼管若しくは鋼管（アセチレン・ガスを含有する高圧ガスに係るものにあつては、繊維補強樹脂管又は焼鈍した鋼管）であること。

ただし、低圧部に用いるもの及び液化石油ガスに係るものにあつては、耐油性ゴム管を使用することができる。

- ⑨ 両端が固定された導管（耐油性ゴム管を除く。）は、中間の適当な部分が湾曲しているものであり、かつ、1m 以内の長さごとに支持されていること。

- ⑩ アセチレン・ガスを含有する高圧ガスを使用するものにあつては、燃料装置中のガスと接触する部分に銅製品を使用していないこと。

- ⑪ ガス容器から最初の減圧弁までの配管は、ガス容器のガス充填圧力の 1.5 倍の圧力に耐えること。

この場合において、この基準に適合しないおそれがあるときは、次のアからウまでに掲げる方法により気密検査を行うものとし、気密検査の結果エに掲げる基準に適合する液化石油ガス又は圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器から最初の減圧弁までの配管は、この基準に適合するものとする。

ア 検知液による方法

ガス容器の液取出しバルブを全開にした状態で、配管及び各継手部に検知液（石けん水等）を塗布し、発泡によりガス漏れを検査する。

イ ガス測定器による方法

ガス容器の液取出しバルブを全開にした状態で、配管及び各継手部にガス測定器の検出部を当てガス漏れを検査する。

ウ 圧力計による方法

配管に圧力計を設置し、配管内に液化石油ガス又は圧縮天然ガスの常用圧力の不燃性ガスを 1 分間封入し、配管に設置した圧力計により圧力の低下状況を検査する。

エ アからウにより気密検査を行った結果、発泡等によりガス漏れが認められない又は圧力の低下が認められないものであること。

- ⑫ 主止弁を運転者の操作しやすい箇所に、ガス充填弁をガス充填口の近くに備えること。

- ⑬ 液化石油ガス以外の高圧ガスを燃料とする燃料装置には、最初の減圧弁の入口圧力を指示する圧力計を備えること。

- ⑭ 圧縮天然ガスを燃料とする燃料装置には、低圧側の圧力の著しい上昇を有効に防止することができる安全装置を備えること。

ただし、最終の減圧弁の低圧側が大気に開放されているものにあつては、この限りでない。

- ⑮ 安全装置は、車室内にガスを噴出しないように取付けられたものであること。

- ⑯ アセチレン・ガスを含有する高圧ガスを燃料とする燃料装置には、逆火防止装置を最終の減圧弁と原動機の吸入管との間に備えること。

- (2) 液化石油ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発、燃料への引火等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(1) の基準及び次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- ① ガス容器の充填口は、露出した電気端子及び電気開閉器から 200mm 以上離れていること。

- ② ガス容器の充填口は、座席又は立席のある車室（隔壁により仕切られた運転者室を除く。）の内部に開口していないこと。

- (3) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- ① 細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。

この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

(参考)

〔①における表示例〕

1. 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票

容 器 証 票	
搭載者名称	
搭載月	年 月

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

車台番号

2. 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車 載 容 器 一 覧 証 票	
容器の製造番号	
1	
2	
3	
4	
充填可能期限	年 月
車台番号	

3. 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車 載 容 器 総 括 証 票	
充填すべきガスの名称	
充填可能期限	年 月
最高充填圧力 (MFP)	
公称使用圧力 (NWP)	

- (4) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- ① 細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。

この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

(参考)

〔①における表示例〕

1. 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票

容 器 証 票	
搭載者名称	
搭載月	年 月
車台番号	

2. 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車 載 容 器 一 覧 証 票	
容器の製造番号	
1	
2	
3	
4	
充填可能期限	年 月
車台番号	

3. 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車 載 容 器 総 括 証 票	
充填すべきガスの名称	
内容積	
充填可能期限	年 月
供給圧力 (SP)	
公称使用圧力 (NWP)	

7-25-13-1-2 書面等による審査

- (1) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。

この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②から④までの基準に適合するものとする。

- ① 圧縮天然ガスを燃料とする自動車に備えるガス容器及びガス容器附属品は、次に定める基準に適合すること。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
この場合において、当該基準の適合性は、様式 16 により審査するものとする。 ア ガス容器は、自動車に装着するガス容器の種類に応じ、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.2.1. 又は 3.2.2. に定めるガス容器再試験の基準に適合すること。 イ ガス容器附属品は、ガス容器に装着する附属品の種類に応じ、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.2.1. 又は 4.2.2. に定めるガス容器附属品再試験の基準に適合すること。 ② 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。 ア ガス容器は、UN R110-03-S1 の 8.2. 及び細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.1. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。 イ ガス容器附属品は、UN R110-03-S1 の 8.3. 及び細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。 ③ 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。 ア ガス容器は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.2. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。 イ ガス容器附属品は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。 ④ 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置は、UN R110-03-S1 の 18. (18.1.8.2.、18.1.8.4.、18.3.4. から 18.3.6. まで、18.6.、18.7.1.1.、18.7.2.1.、18.7.9.、8.9.2.、18.12. 及び 18.13. を除く。) に定める基準に適合するものであること。 ただし、UN R110-03-S1 の 6.1. (配管に係る規定に限る。) 並びに 8.1. 及び 8.3. から 8.11. まで（ガス容器、ガス容器附属品及びガス容器附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。）に適合するものであるときは、UN R110-03-S1 の 18.1.2. は適用しない。 (2) 液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②から④までの基準に適合するものとする。 ① 液化天然ガスを燃料とする自動車に備えるガス容器及びガス容器附属品は、次に定める基準に適合すること。 この場合において、当該基準の適合性は、様式 16 により審査するものとする。 ア ガス容器は、自動車に装着するガス容器の種類に応じ、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.2.1. 又は 3.2.2. に定めるガス容器再試験の基準に適合すること。 イ ガス容器附属品は、ガス容器に装着する附属品の種類に応じ、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.2.1. 又は 4.2.2. に定めるガス容器附属品再試験の基準に適合すること。 ② 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。 ア ガス容器は、UN R110-03-S1 の 8.12. 及び細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.1. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。 イ ガス容器附属品は、UN R110-03-S1 の 8.13. 及び細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。 ③ 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。 ア ガス容器は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

の3.1.2.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.1.2.に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。

イ ガス容器附属品は、細目告示別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の4.1.2.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.2.2.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。

- ④ 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置は、UN R110-03-S1の18.（18.1.8.1.、18.1.8.4.、18.3.1.から18.3.3.まで、18.5.、18.7.1.（18.7.1.1.を除く。）、18.7.2.（18.7.2.1.を除く。）、18.8.3.、18.8.7.1.、18.9.1.、18.10.3.及び18.10.4.を除く。）に定める基準に適合するものであること。

ただし、UN R110-03-S1の6.1.（配管に係る規定に限る。）並びに8.1.及び8.13.から8.22.まで（ガス容器、ガス容器附属品及びガス容器附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。）に適合するものであるときは、UN R110-03-S1の18.1.2.は適用しない。

【後面衝突に係る適用：細目告示別添17適用】

7-25-14 従前規定の適用⑩

次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第13条第21項関係）

- ① 「指定等年月日」以前に製作された自動車
- ② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（後面衝突後の燃料漏れ防止に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）
 - イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（後面衝突後の燃料漏れ防止に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（後面衝突後の燃料漏れ防止に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車体構造が同一であるもの
 - ウ 指定自動車等以外の自動車
- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの
- ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの

区分	指定等年月日	製作年月日
自動車	R4.8.31	R6.8.31

7-25-14-1 性能要件

7-25-14-1-1 視認等による審査

7-25-1-1に同じ。

7-25-14-1-2 書面等による審査

- (1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。

この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②から⑥までの基準に適合するものとする。

- ① 7-25-1-2 (1) ①に同じ。
- ② 7-25-1-2 (1) ②に同じ。
- ③ 7-25-1-2 (1) ③に同じ。
- ④ 7-25-1-2 (1) ④に同じ。
- ⑤ 7-25-1-2 (1) ⑤に同じ。
- ⑥ 7-25-1-2 (1) ⑥に同じ。
- ⑦ 7-25-1-2 (1) ⑦に同じ。
- ⑧ 7-25-1-2 (1) ⑧に同じ。
- ⑨ 7-25-1-2 (1) ⑨に同じ。
- ⑩ 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるものにあつては、UN R134-02の7.1.7.に定める基準に適合すること。

ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りではない。（適用関係告示第13条第23項関係）

ア 令和4年8月31日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
イ 令和4年9月1日から令和6年8月31日までに製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次に掲げるもの (ア) 令和4年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車 (イ) 令和4年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であって、令和4年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類(動力用電源装置の種類に限る。)、車枠並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値が同一であるもの (ウ) 指定自動車等以外の自動車 ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和6年8月31日以前のもの エ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和6年8月31日以前のもの (2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書(写しをもって代えることができる。)により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ① 7-25-1-2 (2) ①に同じ。 ② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(乗車定員11人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの、車両総重量2.8tを超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)にあつては、UN R34-03-S2(附則4(2.7.2.を除く。))に限る。)又は細目告示別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.2.に定める方法により試験を行った結果、UN R134-01(7.2.1.から7.2.3.までに限る。)に適合すること。 この場合において、同別添3.2.4.中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、5分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁の上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突60分後に測定する。」とあるのは「この場合において、測定方法はUN R134-01(附則5の1.及び2.に限る。)に定める方法とする。」と読み替えるものとする。 ③ 7-25-1-2 (2) ③に同じ。 ④ 7-25-1-2 (2) ④に同じ。 ⑤ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(次の(a)から(i)までに掲げるものを除く。)にあつては、UN R135-02-S1(5.5.2.に限る。)に適合すること。 (a) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの (b) 貨物の運送の用に供する自動車であって次のいずれにも該当するもの ・前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が22°以上のもの ・運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が1.30以上のもの (c) 車両総重量3.5tを超える自動車 (d) (a)から(c)までの自動車の形状に類する自動車 (e) 二輪自動車 (f) 側車付二輪自動車 (g) 三輪自動車 (h) 大型特殊自動車 (i) 被牽引自動車 ただし、次に掲げる自動車にあつては、UN R135-00-S1に適合するものであればよい。(適用関係告示第13条第12項関係) ア 令和5年1月19日以前に製作された自動車 イ 令和5年1月20日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの (ア) 令和5年1月19日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車 (イ) 令和5年1月20日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、令和5年1月19日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分(乗員保護装置を含む。)のポールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの (3) 7-25-1-2 (3) に同じ。	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

(4) 7-25-1-2 (4) に同じ。

(5) 7-25-1-2 (5) に同じ。

【オフセット衝突に係る適用：UN R94-03-S1 適用】

7-25-15 従前規定の適用⑪

次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第13条第22項関係)

- ① 「指定等年月日」以前に製作された自動車
- ② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）
 - イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
 - ウ 指定自動車等以外の自動車
- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの
- ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの

区分	指定等年月日	製作年月日
自動車	R5. 8. 31	R11. 8. 31

7-25-15-1 性能要件

7-25-15-1-1 視認等による審査

7-25-1-1 に同じ。

7-25-15-1-2 書面等による審査

- (1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。

この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②から⑥までの基準に適合するものとする。

- ① 7-25-1-2 (1) ①に同じ。
- ② 7-25-1-2 (1) ②に同じ。
- ③ 7-25-1-2 (1) ③に同じ。
- ④ 7-25-1-2 (1) ④に同じ。
- ⑤ 7-25-1-2 (1) ⑤に同じ。
- ⑥ 7-25-1-2 (1) ⑥に同じ。
- ⑦ 7-25-1-2 (1) ⑦に同じ。
- ⑧ 7-25-1-2 (1) ⑧に同じ。
- ⑨ 7-25-1-2 (1) ⑨に同じ。
- ⑩ 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるものにあつては、UN R134-02 の7.1.7.に定める基準に適合すること。

ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りではない。(適用関係告示第13条第23項関係)

ア 令和4年8月31日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車

イ 令和4年9月1日から令和6年8月31日までに製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次に掲げるもの

- (ア) 令和4年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車
- (イ) 令和4年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であって、令和4年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類（動力用電源装置の種類に限る。）、車枠並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値が同一であるもの
- (ウ) 指定自動車等以外の自動車

ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和6年8月31日以前のもの

エ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和6年8月31日以前のもの

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

- (2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。

この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

- ① 7-25-1-2 (2) ①に同じ。
- ② 7-25-1-2 (2) ②に同じ。
- ③ 7-25-1-2 (2) ③に同じ。
- ④ 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車（乗車定員 10 人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量 2.5t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。）にあつては、UN R94-03-S1（附則 3 の 1.、3. 及び 4. に限る。）に定める方法及び UN R134-01（附則 5 に限る。）に定める方法により試験を行った結果、UN R134-01（7.2.1. から 7.2.3. までに限る。）に適合すること。
- ⑤ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次の (a) から (i) までに掲げるものを除く。）にあつては、UN R135-02-S1（5.5.2. に限る。）に適合すること。
 - (a) 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のもの
 - (b) 貨物の運送の用に供する自動車であつて次のいずれにも該当するもの
 - ・前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22° 以上のもの
 - ・運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が 1.30 以上のもの
 - (c) 車両総重量 3.5t を超える自動車
 - (d) (a) から (c) までの自動車の形状に類する自動車
 - (e) 二輪自動車
 - (f) 側車付二輪自動車
 - (g) 三輪自動車
 - (h) 大型特殊自動車
 - (i) 被牽引自動車

ただし、次に掲げる自動車にあつては、UN R135-00-S1 に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 12 項関係）

ア 令和 5 年 1 月 19 日以前に製作された自動車

イ 令和 5 年 1 月 20 日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

- (ア) 令和 5 年 1 月 19 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車
- (イ) 令和 5 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であつて、令和 5 年 1 月 19 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のポールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

(3) 7-25-1-2 (3) に同じ。

(4) 7-25-1-2 (4) に同じ。

(5) 7-25-1-2 (5) に同じ。

【フルラップ衝突に係る適用：UN R137-01-S2 適用】

7-25-16 従前規定の適用⑫

次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 19 項関係）

- ① 「指定等年月日」以前に製作された自動車
- ② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの
 - ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）
 - イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であつて、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
 - ウ 指定自動車等以外の自動車

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの
- ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの

区分	指定等年月日	製作年月日
自動車	R9. 8. 31	R11. 8. 31

7-25-16-1 性能要件

7-25-16-1-1 視認等による審査

7-25-1-1 に同じ。

7-25-16-1-2 書面等による審査

- (1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。

この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②から⑥までの基準に適合するものとする。

- ① 7-25-1-2 (1) ①に同じ。
- ② 7-25-1-2 (1) ②に同じ。
- ③ 7-25-1-2 (1) ③に同じ。
- ④ 7-25-1-2 (1) ④に同じ。
- ⑤ 7-25-1-2 (1) ⑤に同じ。
- ⑥ 7-25-1-2 (1) ⑥に同じ。
- ⑦ 7-25-1-2 (1) ⑦に同じ。
- ⑧ 7-25-1-2 (1) ⑧に同じ。
- ⑨ 7-25-1-2 (1) ⑨に同じ。

- ⑩ 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるものにあつては、UN R134-02 の 7.1.7. に定める基準に適合すること。

ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りではない。（適用関係告示第 13 条第 23 項関係）

ア 令和 4 年 8 月 31 日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車

イ 令和 4 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車であつて、次に掲げるもの

(ア) 令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車

(イ) 令和 4 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であつて、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類（動力用電源装置の種類に限る。）、車枠並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値が同一であるもの

(ウ) 指定自動車等以外の自動車

ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 6 年 8 月 31 日以前のもの

エ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 6 年 8 月 31 日以前のもの

- (2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。

この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

- ① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの、車両総重量 2.8t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあつては、UN R137-01-S2（附則 3 に限る。）に定める方法及び細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4. 及び 3.1.2.6. から 3.1.2.8. に定める方法により試験を行った結果、UN R134-01（7.2.1. から 7.2.3. までに限る。）に適合すること。

- ② 7-25-1-2 (2) ②に同じ。
- ③ 7-25-1-2 (2) ③に同じ。
- ④ 7-25-1-2 (2) ④に同じ。

- ⑤ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次の (a) から (i) までに掲げるものを除く。）にあつては、UN R135-02-S1（5.5.2.

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

に限る。)に適合すること。

- (a) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの
- (b) 貨物の運送の用に供する自動車であって次のいずれにも該当するもの
 - ・前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22° 以上のもの
 - ・運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が 1.30 以上のもの
- (c) 車両総重量 3.5t を超える自動車
- (d) (a) から (c) までの自動車の形状に類する自動車
- (e) 二輪自動車
- (f) 側車付二輪自動車
- (g) 三輪自動車
- (h) 大型特殊自動車
- (i) 被牽引自動車

ただし、次に掲げる自動車にあつては、UN R135-00-S1 に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 12 項関係)

ア 令和 5 年 1 月 19 日以前に製作された自動車

イ 令和 5 年 1 月 20 日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

- (ア) 令和 5 年 1 月 19 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車
- (イ) 令和 5 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であつて、令和 5 年 1 月 19 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分(乗員保護装置を含む。)のポールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

(3) 7-25-1-2 (3) に同じ。

(4) 7-25-1-2 (4) に同じ。

(5) 7-25-1-2 (5) に同じ。

7-25-17 従前規定の適用⑬

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 24 項関係)

① 令和 7 年 8 月 31 日以前に製作されたもの

② 令和 7 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日までに製作された次に掲げるもの

ア 令和 7 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車

イ 令和 7 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であつて、令和 7 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める設定基準値が同一であるもの

ウ 指定自動車等以外の自動車

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和9年8月31日以前のもの

④ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 9 年 8 月 31 日以前のもの

7-25-17-1 性能要件

7-25-17-1-1 視認等による審査

(1) 7-25-1-1 (1) に同じ。

(2) 7-25-1-1 (2) に同じ。

(3) 7-25-1-1 (3) に同じ。

(4) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

① 細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。

この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

(参考)

〔①における表示例〕

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

1. 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票

容 器 証 票	
搭載者名称	
搭載月	年 月
車台番号	

2. 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車 載 容 器 一 覧 証 票	
	容器の製造番号
1	
2	
3	
4	
充填可能期限	年 月
車台番号	

3. 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車 載 容 器 総 括 証 票	
充填すべきガスの名称	
充填可能期限	年 月
最高充填圧力 (MFP)	
公称使用圧力 (NWP)	

- (5) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- ① 細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。

この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

(参考)

〔①における表示例〕

1. 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票

容 器 証 票	
搭載者名称	
搭載月	年 月
車台番号	

2. 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車 載 容 器 一 覧 証 票	
	容器の製造番号
1	
2	
3	
4	
充填可能期限	年 月
車台番号	

3. 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車 載 容 器 総 括 証 票	
充填すべきガスの名称	
内容積	
充填可能期限	年 月
供給圧力 (SP)	
公称使用圧力 (NWP)	

7-25-17-1-2 書面等による審査

- (1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。

この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②から⑥までの基準に適合するものとする。

- ① 7-25-1-2 (1) ①に同じ。
- ② 7-25-1-2 (1) ②に同じ。
- ③ 7-25-1-2 (1) ③に同じ。
- ④ 7-25-1-2 (1) ④に同じ。
- ⑤ 7-25-1-2 (1) ⑤に同じ。
- ⑥ 7-25-1-2 (1) ⑥に同じ。
- ⑦ 7-25-1-2 (1) ⑦に同じ。
- ⑧ 7-25-1-2 (1) ⑧に同じ。
- ⑨ 7-25-1-2 (1) ⑨に同じ。

- ⑩ 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるものにあつては、UN R134-02 の 7.1.7. に定める基準に適合すること。

ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りではない。(適用関係告示第 13 条第 23 項関係)

ア 令和 4 年 8 月 31 日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車

イ 令和 4 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車であつて、次に掲げるもの

- (ア) 令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又多仕様自動車
- (イ) 令和 4 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であつて、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類(動力用電源装置の種類に限る。)、車枠並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値が同一であるもの
- (ウ) 指定自動車等以外の自動車

ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和 6 年 8 月 31 日以前のもの

エ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 6 年 8 月 31 日以前のもの

- (2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。

この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書(写しをもって代えることができる。)により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

- ① 7-25-1-2 (2) ①に同じ。
- ② 7-25-1-2 (2) ②に同じ。
- ③ 7-25-1-2 (2) ③に同じ。
- ④ 7-25-1-2 (2) ④に同じ。
- ⑤ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(次の(a)から(i)までに掲げるものを除く。)にあつては、UN R135-02-S1 (5.5.2. に限る。)に適合すること。

(a) 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のもの

(b) 貨物の運送の用に供する自動車であつて次のいずれにも該当するもの

- ・前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22° 以上のもの
- ・運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が 1.30 以上のもの

(c) 車両総重量 3.5t を超える自動車

(d) (a) から (c) までの自動車の形状に類する自動車

(e) 二輪自動車

(f) 側車付二輪自動車

(g) 三輪自動車

(h) 大型特殊自動車

(i) 被牽引自動車

ただし、次に掲げる自動車にあつては、UN R135-00-S1 に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 12 項関係)

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
ア 令和5年1月19日以前に製作された自動車 イ 令和5年1月20日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの (ア) 令和5年1月19日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車 (イ) 令和5年1月20日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、令和5年1月19日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のポールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの (3) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②から④までの基準に適合するものとする。 ① 圧縮天然ガスを燃料とする自動車に備えるガス容器及びガス容器附属品は、次に定める基準に適合すること。 この場合において、当該基準の適合性は、様式16により審査するものとする。 ア ガス容器は、自動車に装着するガス容器の種類に応じ、細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の3.2.1.又は3.2.2.に定めるガス容器再試験の基準に適合すること。 イ ガス容器附属品は、ガス容器に装着する附属品の種類に応じ、細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の4.2.1.又は4.2.2.に定めるガス容器附属品再試験の基準に適合すること。 ② 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。 ア ガス容器は、UN R110-04-S2 又は UN R110-05 の 8.2. 及び細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.1. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。 イ ガス容器附属品は、UN R110-04-S2 又は UN R110-05 の 8.3. 又は細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。 ③ 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。 ア ガス容器は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.2. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。 イ ガス容器附属品は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。 ④ 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置は、UN R110-04-S2 又は UN R110-05 の 18.（18.1.8.2.、18.1.8.4.、18.3.4. から 18.3.6. まで、18.6.、18.7.1.1.、18.7.2.1.、18.7.9.、8.9.2.、18.12. 及び 18.13. を除く。）に定める基準に適合するものであること。 ただし、UN R110-04-S2 又は UN R110-05 の 6.1.（配管に係る規定に限る。）並びに 8.1. 及び 8.3. から 8.11. まで（ガス容器、ガス容器附属品及びガス容器附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。）に適合するものであるときは、UN R110-04-S2 又は UN R110-05 の 18.1.2. は適用しない。 (4) 液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②から④までの基準に適合するものとする。 ① 液化天然ガスを燃料とする自動車に備えるガス容器及びガス容器附属品は、次に定める基準に適合すること。 この場合において、当該基準の適合性は、様式16により審査するものとする。 ア ガス容器は、自動車に装着するガス容器の種類に応じ、細目告示別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の3.2.1.又は3.2.2.に定めるガス容器再試験の基準に適合すること。 イ ガス容器附属品は、ガス容器に装着する附属品の種類に応じ、細目告示別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の4.2.1.又は4.2.2.に定めるガス容器附属品再試験の基準に適合すること。 ② 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備え	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

る燃料装置は、次に定める基準に適合すること。

ア ガス容器は、UN R110-04-S2 又は UN R110-05 の 8.12. 及び細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.1. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。

イ ガス容器附属品は、UN R110-04-S2 又は UN R110-05 の 8.13. 及び細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。

③ 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。

ア ガス容器は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.2. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。

イ ガス容器附属品は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。

④ 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置は、UN R110-04-S2 又は UN R110-05 の 18. (18.1.8.1.、18.1.8.4.、18.3.1. から 18.3.3. まで、18.5.、18.7.1. (18.7.1.1. を除く。)、18.7.2. (18.7.2.1. を除く。)、18.8.3.、18.8.7.1.、18.9.1.、18.10.3. 及び 18.10.4. を除く。) に定める基準に適合するものであること。

ただし、UN R110-04-S2 又は UN R110-05 の 6.1. (配管に係る規定に限る。) 並びに 8.1. 及び 8.13. から 8.22. まで (ガス容器、ガス容器附属品及びガス容器附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。) に適合するものであるときは、UN R110-04-S2 又は UN R110-05 の 18.1.2. は適用しない。

(5) 7-25-1-2 (5) に同じ。

7-25-18 従前規定の適用⑭

次に掲げる圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 26 項関係)

① 令和 9 年 8 月 31 日以前に製作された自動車

② 令和 9 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア 令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車

イ 令和 9 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と各衝突性能が同一であるもの

ウ 指定自動車等以外の自動車

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 9 年 8 月 31 日以前のもの

④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 9 年 8 月 31 日以前のもの

7-25-18-1 性能要件

7-25-18-1-1 視認等による審査

(1) 7-25-1-1 (1) に同じ。

(2) 7-25-1-1 (2) に同じ。

(3) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるそれぞれの基準に適合するものでなければならない。

① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車に限る。）に備えるガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。

(ア) 容器保安規則第 7 条及び第 17 条に規定する構造及び機能を有するもの。

(イ) 高圧ガス保安法第 45 条又は第 49 条の 25 (同法第 49 条の 33 第 2 項において準用する場合を含む。) に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。

なお、当該刻印又は標章において示された充填可能期限及び容器検査に合格した年月の前月の末日（年月日の表示があるものは、年月日の前日）から起算して次表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

容器の種類	容器検査合格後の経過年数	容器再検査までの期間
-------	--------------	------------

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査		第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)	
	圧縮水素自動車燃料装置用容器	4年以下	4年
		4年超	2年2月
	国際圧縮水素自動車燃料装置用容器	4年1月以下	4年1月
		4年1月超	2年3月

(ウ) 容器則細目告示第1条第2項第3号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。
 なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。
 (参考)
 [(ウ) における表示]

1. 圧縮水素自動車燃料装置用容器 (容器則細目告示様式第3)

車 載 容 器 総 括 証 票	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
検査有効期限	年 月 日
最高充填圧力	
車台番号	

2. 低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器 (容器則細目告示様式第3の2)

車載容器総括証票 (低充填サイクル車両専用)	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
検査有効期限	年 月 日
最高充填圧力	
車台番号	

3. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器 (容器則細目告示様式第3の3)

車 載 容 器 総 括 証 票	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
検査有効期限	年 月 日
最高充填圧力	
車台番号	

4. 低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器 (容器則細目告示様式第3の4)

車載容器総括証票 (低充填サイクル車両専用)	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
検査有効期限	年 月 日
最高充填圧力	
車台番号	

(エ) 国際相互承認に係る容器保安規則 (平成28年経済産業省令第82号) 第5条及び第11条に規定する構造及び機能を有するものであって、UN R134-01-S2の7.1.1.2.又はUN R146-00の7.1.1.2.に適合するもの。
 なお、国際相互承認容器則細目告示第26条に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されている場合にあつては、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。
 (参考)
 [(エ) における表示]

国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器 (国際相互承認容器則細目告示様式第3)

車 載 容 器 総 括 証 票	
充填すべきガスの名称	
充填可能期限	年 月
最高充填圧力 (MFP)	
公称使用圧力 (NWP)	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

検査有効期限

年 月

イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。

(ア) 容器保安規則第26条及び第29条に規定する構造及び機能を有するもの。

(イ) 高压ガス保安法第49条に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。

なお、当該刻印又は標章において示された容器再検査に合格した年月の前月の末日（年月日の表示があるものは、年月日の前日）から起算してア（イ）の表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、審査当日以降の日付であること。

(ウ) 容器則細目告示第32条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

(参考)

〔ウ〕における表示〕

1. 圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第4）

容 器 再 検 査 合 格 証 票		検査実施者の 名称の符号
再検査有効期限	年 月 日	
再 検 査 日	年 月 日	

2. 低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第4の2）

容器再検査合格証票（低充填サイクル車両専用）		検査実施者の 名称の符号
再検査有効期限	年 月 日	
再 検 査 日	年 月 日	

3. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第4の3）

容 器 再 検 査 合 格 証 票		検査実施者の 名称の符号
再検査有効期限	年 月	
再 検 査 日	年 月	

4. 低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第4の4）

容器再検査合格証票（低充填サイクル車両専用）		検査実施者の 名称の符号
再検査有効期限	年 月	
再 検 査 日	年 月	

(エ) 国際相互承認容器則細目告示第57条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

(参考)

〔エ〕における表示〕

国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第5）

容 器 再 検 査 合 格 証 票		検査実施者の 名称の符号
再検査有効期限	年 月	
再 検 査 月	年 月	

② 7-25-1-1 (3) ②に同じ。

③ 7-25-1-1 (3) ③に同じ。

④ 7-25-1-1 (3) ④に同じ。

(4) 7-25-1-1 (4) に同じ。

(5) 7-25-1-1 (5) に同じ。

7-25-18-1-2 書面等による審査

(1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。

この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②から⑥までの基準に適合するものとする。

① 7-25-1-2 (1) ①に同じ。

② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

を除く。)であって国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器を有する自動車の燃料装置は、次に定める基準に適合すること。

なお、ア及びイに規定する刻印又は標章が、UN R134-01-S2 の 4.4. 又は 4.5. に規定する表示の場合は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の別紙 1 及び別紙 6 に定める材料基準に適合することを確認すること。

ア ガス容器は、UN R134-01-S2 の 5. (5. (a) (iii) を除く。) 及び細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1. に規定する刻印又は 5.2. に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。

イ ガス容器附属品は、UN R134-01-S2 の 5. (a) (iii)、6. 及び細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.5.1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。

③ 7-25-1-2 (1) ③に同じ。

④ 7-25-1-2 (1) ④に同じ。

⑤ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置にあっては、UN R134-01-S2 の 7.1. から 7.1.6. までに定める基準に適合すること。

⑥ 7-25-1-2 (1) ⑥に同じ。

⑦ 7-25-1-2 (1) ⑦に同じ。

⑧ 7-25-1-2 (1) ⑧に同じ。

⑨ 7-25-1-2 (1) ⑨に同じ。

⑩ 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5 t を超えるものにあっては、UN R134-01-S2 の 7.1.7. に定める基準に適合すること。

ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りではない。（適用関係告示第 13 条第 23 項関係）

ア 令和 4 年 8 月 31 日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車

イ 令和 4 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次に掲げるもの

(ア) 令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車

(イ) 令和 4 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であって、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類（動力用電源装置の種類に限る。）、車枠並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値が同一であるもの

(ウ) 指定自動車等以外の自動車

ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 6 年 8 月 31 日以前のもの

エ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 6 年 8 月 31 日以前のもの

(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。

この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 3 項、細目告示第 20 条第 4 項、第 98 条第 4 項関係）

① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次に掲げるものを除く。）にあっては、UN R137-02-S4 の 5.2.7. 又は UN R134-01-S2 附則 5 に定める方法及び UN R137-02-S4 附則 3 に定める方法により試験を行った結果、UN R134-01-S2 の 7.2.1. から 7.2.3. までに適合すること。

ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車

イ 車両総重量 3.5 t を超える貨物の運送の用に供する自動車

ウ ア又はイのいずれかの自動車の形状に類する自動車

エ 最高速度 20 km/h 未満の自動車

② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人未満の自動車（車両総重量 3.5 t を超えるものを除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5 t を超えるものを除く。）に限る。）にあっては、UN R153-00-S3 の 5.2.1. (5.2.1.1. 及び 5.2.1.2. を除く。)に適合すること。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
③ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあつては、UN R134-01-S2 の 7.2. に適合すること。 ④ 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車（乗車定員 10 人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量 3.5t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。）にあつては、UN R94-04-S2（5.2.7. に限る。）又は UN R94-04-S2（附則 3 の 1.、3. 及び 4. に限る。）に定める方法並びに UN R134-01-S2（附則 5 に限る。）に定める方法により試験を行った結果、UN R134-01-S2（7.2.1. から 7.2.3. までの限る。）に適合すること。 ⑤ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次の（a）から（i）までに掲げるものを除く。）にあつては、UN R135-02-S1 の 5.5.2. に適合すること。 （a）専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のもの （b）貨物の運送の用に供する自動車であつて次のいずれにも該当するもの ・前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22° 以上のもの ・運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が 1.30 以上のもの （c）車両総重量 3.5t を超える自動車 （d）（a）から（c）までの自動車の形状に類する自動車 （e）二輪自動車 （f）側車付二輪自動車 （g）三輪自動車 （h）大型特殊自動車 （i）被牽引自動車 ただし、次に掲げる自動車にあつては、UN R135-00-S1 に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 12 項関係） - ア 令和 5 年 1 月 19 日以前に製作された自動車 - イ 令和 5 年 1 月 20 日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの （イ）令和 5 年 1 月 19 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車 （イ）令和 5 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であつて、令和 5 年 1 月 19 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のポールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの （3）7-25-1-2（3）に同じ。 （4）7-25-1-2（4）に同じ。 （5）7-25-1-2（5）に同じ。	